

# 香南市事前復興計画 (第1版)

平成30年10月

香南市防災会議

はじめに

平成 7 年1月 17 日に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災、平成 28 年4月 14 日、16 日に発生した熊本地震では、それぞれ過去に例をみない広域かつ甚大な被害をもたらした。

これらの災害による教訓を踏まえ、これまで国においては、被災者支援制度、インフラ復旧制度、復興地域づくりの枠組み等の整備が進められ、復旧・復興に関する様々な取り組みがなされている。

高知県においては、県・市町村の全体行動計画や職員行動手順等をとりまとめた「高知県震災復興都市計画指針(H28.3)」を策定している。

本市においても、市民・地域・行政が自然災害の脅威についての認識を共有した上で、総力をあげて早期の復旧を可能とする体制づくりを構築する必要がある。さらに、取り組むべき主要な施策等を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していくことを可能にするために、「香南市事前復興計画(第1版)」を策定する。

# 目 次

## 第1編 総則

第1章 事前復興計画の概要	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の位置づけ	1-1
第3節 事前復興計画の構成	1-2
第4節 計画の追加・修正と習熟	1-6

## 第2編 復興ビジョン

第1章 復興ビジョン編の概要	2-1
第1節 復興ビジョン編の構成	2-1
第2章 香南市の現状	2-2
第1節 社会経済情勢	2-2
第2節 都市基盤の現状	2-4
第3節 将来都市構造	2-8
第4節 市民の意識等	2-10
第3章 復興まちづくりの課題	2-11
第4章 復興まちづくりの基本理念	2-12
第5章 復興まちづくりの目標・施策	2-13
第1節 都市の復興	2-14
第2節 暮らしの復興	2-18
第3節 住宅の復興	2-21
第4節 産業の復興	2-24

## 第3編 復興プロセス

第1章 復興プロセス編の概要	3-1
第1節 復興プロセス編の構成	3-1
第2章 復興まちづくりのながれ	3-2
第3章 復興まちづくりの体制	3-3
第1節 自助・共助・公助の復興の役割	3-3
第2節 協働による復興まちづくり体制	3-4
第4章 分野別の復興プロセス	3-8
第1節 分野別の復興プロセスの考え方	3-8
第2節 分野別の復興プロセス	3-8



# 第1編 総則



# 第1章 事前復興計画の概要

## 第1節 計画の目的

「香南市事前復興計画(以下、「事前復興計画」という。)」の目的は、東日本大震災における教訓等を踏まえ、事前に復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めておくことで、発災時の混乱する状況下においても迅速な復興を可能とし、一日も早い被災者生活の再建し、さらに安全で安心なまちづくりを進め、持続的な発展が可能な都市にしていくことを目指すものである。

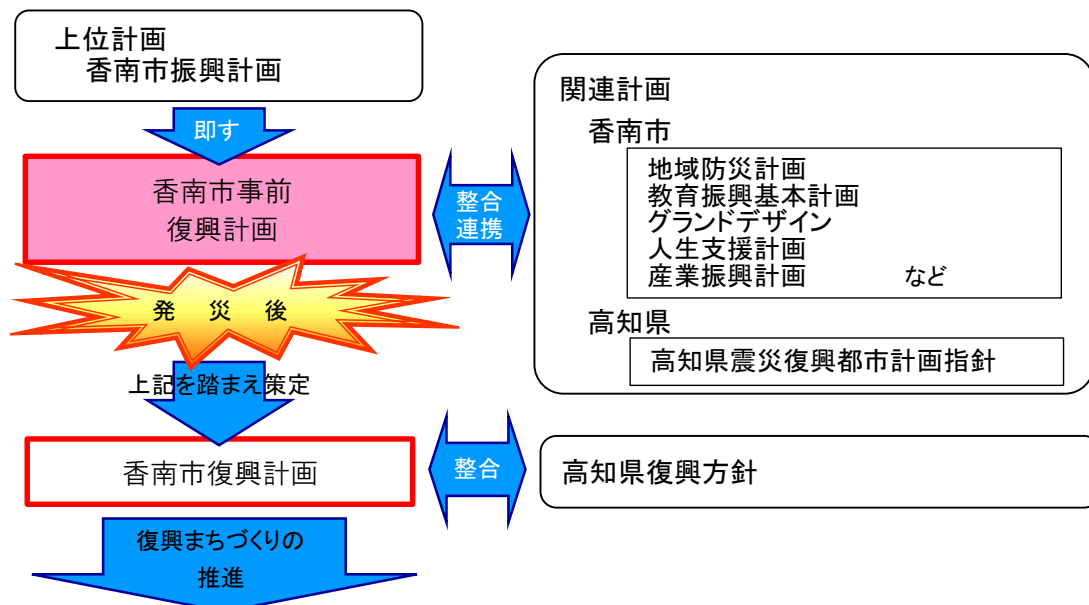
また、事前復興計画策定後は、復興にあたっては市民の協力が不可欠であることから、内容の事前合意を形成するとともに、訓練を通じて、事前復興計画の内容を充実させ、復興体制の強化や復興への対応力の向上を図ることとする。

## 第2節 計画の位置づけ

「第2次香南市振興計画(以下、「振興計画」という。)」は、市のこれからあるべき姿とそれを実現するための考え方や方向を示しており、総合的・計画的にまちづくりを進めるための最上位の計画である。事前復興計画は、振興計画を上位計画として、掲げられている将来像を共有しながら、本市の一日も早い復興のために必要な取組を体系化し、計画的に推進できるよう策定する。

発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ、発災後、高知県が策定する「高知県復興方針」に即して策定する。

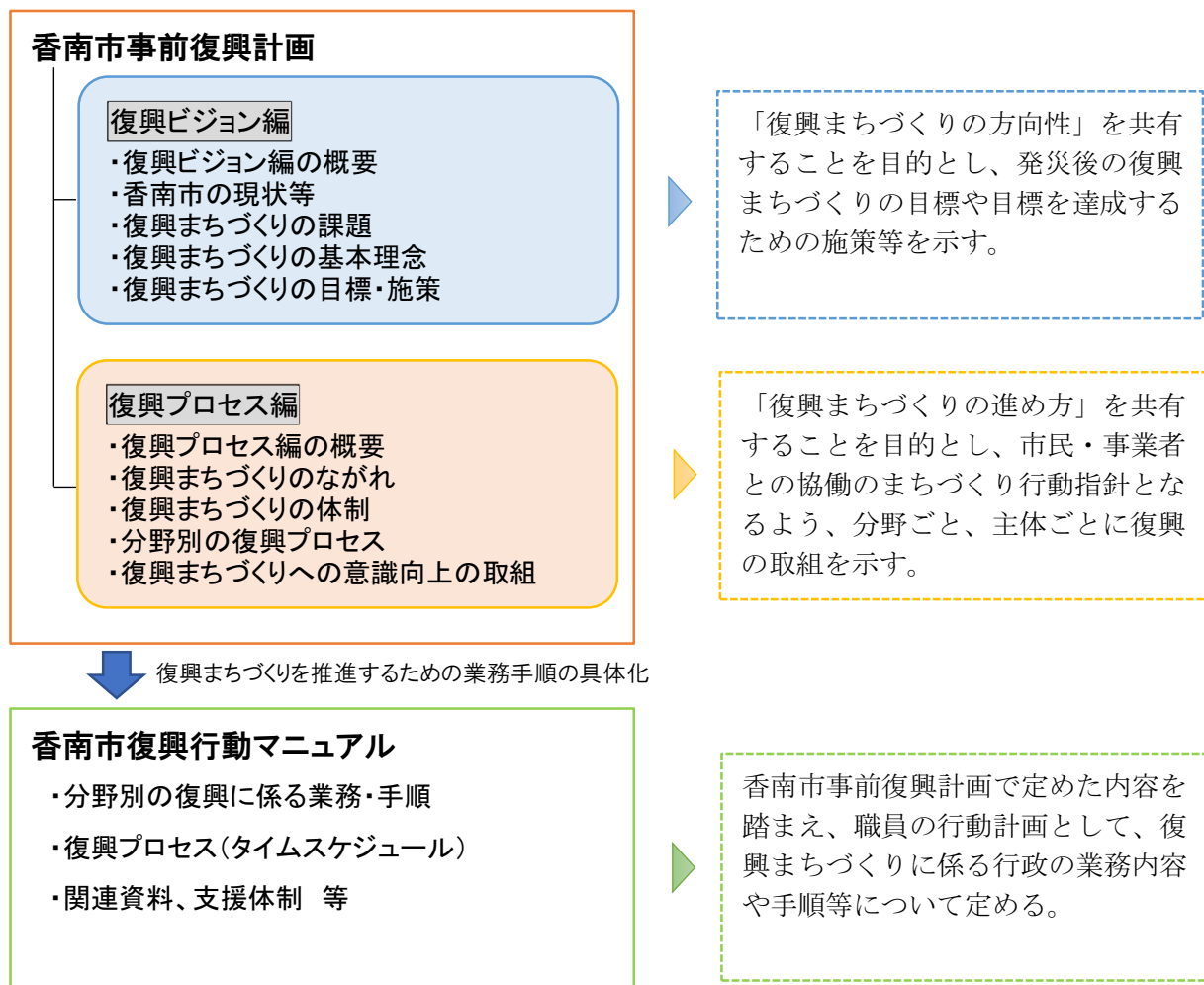
### ■事前復興計画の位置づけ



### 第3節 事前復興計画の構成

本計画は、市民・事業者・行政が復興まちづくりの方向性（ビジョン）を共有する「復興ビジョン編」、復興まちづくりの進め方（プロセス）を示す「復興プロセス編」で構成し、発災後は本計画を踏まえ、「復興計画」を策定する。

今後、香南市事前復興計画をもとに職員向けとして、復興まちづくりに係る行政の業務内容や手順等を定める「香南市復興行動マニュアル（仮）」を策定する必要がある。



➤検討項目-1 香南市復興行動マニュアルの検討



# 1. 第一次建築制限の実施

関係部署	責任者：
	関係部署：本部班（防災対策課）、建設総務班（建設課）、被害認定調査班、現地情報班
業務概要	<p>○第一次建築制限は、被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、災害が発生した日から1カ月以内の期間において、県が区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築の制限・禁止することができる（建築基準法第84条）。</p> <p>○建築制限にあたって、市民の理解と協力が得られるように、きめ細やかな相談及び適切な情報提供を行うとともに、建築制限の進め方について、事前に市民に周知し、理解と認識を深めてもらう。</p>

事前対策	<input type="checkbox"/> 建築制限の進め方について市民への事前周知
準備すべき資料等	<input type="checkbox"/> 密集市街地カルテ <input type="checkbox"/> 基盤整備状況の資料 <input type="checkbox"/> 地籍調査資料 <input type="checkbox"/> 権利関係資料 <input type="checkbox"/> 都市計画基礎調査結果（都市構造の現状や課題） <input type="checkbox"/> 事前復興計画 <input type="checkbox"/> 都市計画マスタープラン <input type="checkbox"/> 地域防災計画
その他	

業務に必要な機器 (有無をチェック)	必要な資源が使用できない場合の代替対応策 (該当するものすべてにチェック)
PC OA 機器	<input type="checkbox"/> 非常時に使用する PC を確保（グループで1台） <input type="checkbox"/> プリンターへの接続コードあり
	<input type="checkbox"/> データの共有 HDD 有り <input type="checkbox"/> データのバックアップ有り（保管場所：                    ）
	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 <input type="checkbox"/> 様式を紙で保管（保管場所：                    ）
電話 FAX	<input type="checkbox"/> 災害時優先電話（「最重要」表示の電話機）を使用（設置場所：                    ）
	<input type="checkbox"/> 災害時優先 FAX（「最重要」表示の FAX）を使用（設置場所：                    ）
	<input type="checkbox"/> 防災行政無線を使用（ダイヤル番号・FAX のみ使用可能）

## 県の支援体制

担当課	都市計画課、建築指導課、住宅課、土木企画課
支援内容	<p>○高知県復興都市計画連絡調整会議の設置</p> <p>○都市復興基本方針の策定・公表</p> <p>○第一次建築制限区域の指定</p> <p>○建築確認等の相談窓口の設置</p> <p>○建築制限の期間延長、指定区域の変更に関する調整 等</p>

## 行動手順・活動フロー

No.	日		週				月				年		確認
	1d	3d	1w	2w	1m	2m	3m	6m	1y	2y			
1.	災害対策本部等からの情報収集												<input type="checkbox"/>
2.	被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査												<input type="checkbox"/>
3.	現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理												<input type="checkbox"/>
4.	復興地区区分の検討												<input type="checkbox"/>
5.	第一次建築制限区域（案）の申出												<input type="checkbox"/>
6.	第一次建築制限区域の決定・周知												<input type="checkbox"/>

## 活動プログラム

1.	災害対策本部等からの情報収集	期間（期限）	3日以内	
作業内容		担当課	開始日	終了日
・発災直後から災害対策本部に収集される被災情報等により、大規模な面的被害が想定される地区についての把握を行う。		被害認定調査班、現地情報班	/	/
2.	被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査	期間（期限）	16日以内	
作業内容		担当課	開始日	終了日
・第一次建築制限の実施の検討にあたり、1.で抽出した地区を対象として、被災建築物等の概況を調査する。 ・被災建築物応急危険度判定調査により、地震により被災した建物について、余震等による倒壊や転倒等の危険性を判定する。 ・被災建築物応急危険度判定調査が行われない地区については、現地目視調査を実施する。		被害認定調査班、現地情報班	/	/
3.	現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理 家屋被害概況図の作成	期間（期限）	18日以内	
作業内容		担当課	開始日	終了日
・2.の調査結果について、被災建築物応急危険度判定調査表、現地目視調査票としてとりまとめる。この調査表の判定結果を第一次建築制限を行うための被害概況に読み替える。 ・2.の調査結果を図面にプロットし、家屋被害概況図としてとりまとめる。		被害認定調査班、現地情報班	/	/

4.	復興地区区分の検討	期間（期限）	20 日以内	
作業内容		担当課	開始日	終了日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋被害概況図や都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン、地域防災計画、事前復興計画等を踏まえ、事業手法を想定しながら復興地区区分の検討を行う。</li> <li>・復興地区区分は、3.で整理した被害概況に応じて、重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区に分類する。</li> </ul>		本部班、建設総務班	/	/

5.	第一次建築制限区域（案）の申出	期間（期限）	3 週間以内	
作業内容		担当課	開始日	終了日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4.で検討した重点復興地区内の区域について、建築制限の内容を整理し、発災後 3 週間以内に第一次建築制限区域（案）の申出を県に行う。</li> </ul>		本部班、建設総務班	/	/

6.	第一次建築制限区域の決定・周知	期間（期限）	1 カ月以内	
作業内容		担当課	開始日	終了日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、市から申出のあった第一次建築制限区域（案）について調整を行い、発災後 1 カ月以内に、第一次建築制限区域を指定し、市に通知を行う。</li> <li>・市は、ホームページや広報紙への掲載、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布等により市民に周知する。なお、建築制限区域内においては、区域指定の標識設置に努める。</li> </ul>		本部班、建設総務班	/	/

## 第4節 計画の追加・修正と習熟

発災後の迅速かつ着実な復興まちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が一体となり、平常時から復興まちづくりに対する理解を深め、関係者が共有すべき内容を把握しておくことが重要である。

その習熟のために、本計画に基づき市民も参画する訓練(以下、「復興まちづくり訓練」という。)を実施し、復興まちづくりを進めるための「職員の対応力向上」とあわせ、復興に向けた合意形成するための「地元組織づくり」に努めるものとする。

また、訓練結果の反映とともに、国の新しい制度や知見などの情勢の変化や「復興計画」の改定に伴う時点修正も含め、計画を適宜見直していくこととする。

### ■復興まちづくりに係る平常時の主な取組

立場	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・発災時における避難行動等(避難先や連絡方法等)を家族で話し合う。</li><li>・防災訓練や自主防災組織活動へ参加する。</li><li>・自宅周辺の災害リスク(震度・液状化危険度等)を防災マップ等で確認する。</li><li>・復興まちづくり訓練や講座に参加し、復興まちづくりの進め方等を知る。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知する。</li><li>・BCP計画を策定し、取引先や従業員に周知する。</li><li>・防災訓練を実施し、防災体制を整える。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主防災組織は、自主防災活動、防災訓練を積極的に実施する。</li><li>・自主防災組織は、地域の関係団体及び行政と協力し、復興まちづくり訓練を実施する。</li><li>・まちづくり協議会は、地区防災会議を実施し地域の防災力を向上させる。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・復興まちづくり訓練や講座を実施し、復興まちづくりの体制や進め方等について市民と共有する。</li><li>・災害図上訓練を実施し、地域の災害リスクや課題を市民と共有する。</li><li>・防災マップの配布・更新を行い、避難場所や災害リスク等について周知する。</li><li>・事前復興計画の見直し・公表を行い、復興まちづくりの方針や進め方等を周知する。</li></ul>

## 第2編 復興ビジョン



# 第1章 復興ビジョン編の概要

「復興ビジョン編」とは、発災後の混乱する状況下においても迅速かつ着実な復興まちづくりを実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、発災後の復興まちづくりの目標や実施施策等について示したものである。

## 第1節 復興ビジョン編の構成

復興ビジョン編では、以下の内容について示す。

### 第1章 復興ビジョン編の概要

復興ビジョン編の考え方と構成について示す。

### 第2章 香南市の現状

社会経済や地域・被災特性など本市を取り巻く状況、過去の震災による教訓等について示す。

### 第3章 復興まちづくりの課題

本市の現状等を踏まえて、復興まちづくりを進める上での課題を示す。

### 第4章 復興まちづくりの基本理念

迅速かつ着実な復興まちづくりを推進していくために、関係者が共通認識として持つべき基本的な考え方を示す。

### 第5章 復興まちづくりの目標と施策

「都市の復興」、「くらしの復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」の4つの分野に体系立て、復興まちづくりの課題に応じた目標と併せて施策を示す。

# 第2章 香南市の現状

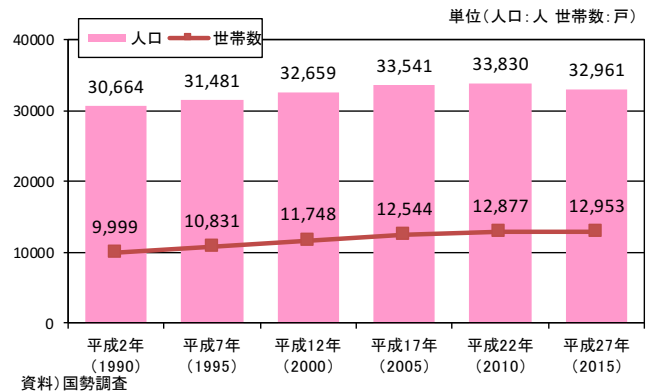
## 第1節 社会経済情勢

### (1) 人口の動向

本市の人口は、2010年（平成22年）まで県内唯一の人口増加の状況であったが、2015年（平成27年）の国勢調査では32,961人となり、2010年に対して2.5%の減少に転じた。年齢別人口では、1990年（平成2年）に比べて、0～14歳人口は952人の減少、65歳以上人口は4,394人増加となっており、少子高齢化が進行している状況である。

世帯数は、2015年（平成27年）の国勢調査において12,953世帯と、2010年（平成22年）に対して0.6%増となっており、1990年（平成2年）以降、一貫して増加している。

■人口・世帯数の推移

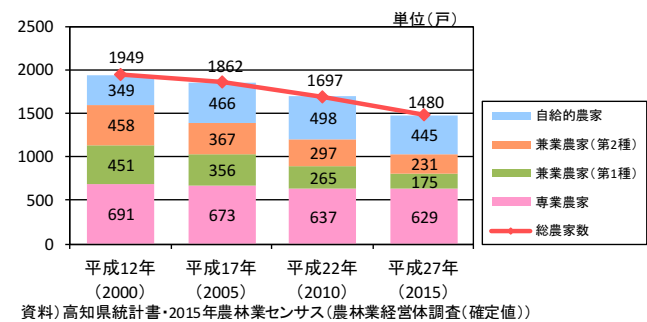


### (2) 産業の動向

#### 1) 農業

本市の農家数は、2000年（平成12年）と2015年（平成27年）を比較すると、専業農家で62戸、兼業農家で503戸減少している。一方で、自給的農家は96戸増加している。

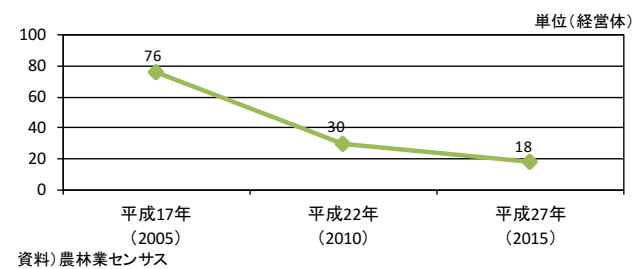
■農家数の推移



#### 2) 林業

本市の林業は、経営体数が少なく、経営規模も極めて小さい規模で営まれている。特に、2005年（平成17年）から2010年（平成22年）には経営体数が大きく減少している。

■林業作業を行った経営体数※の推移

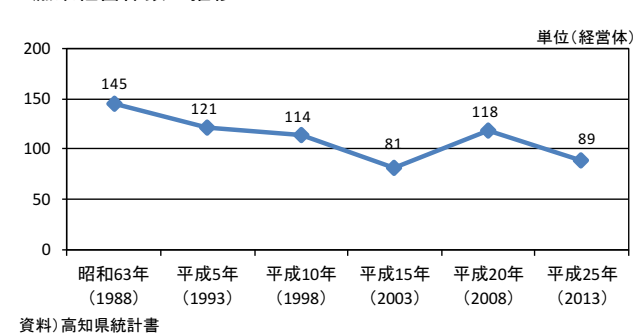


#### 3) 漁業

本市の漁業経営体数は、大きく減少した2003年（平成15年）から2008年（平成20年）には増加したが、2013年（平成25年）には再び減少している。

魚種別漁獲量では、赤岡・吉川地区のイワシ類(シラス漁)、夜須地区のシイラ類(その他の魚類)が大半を占めている。

■漁業経営体数の推移



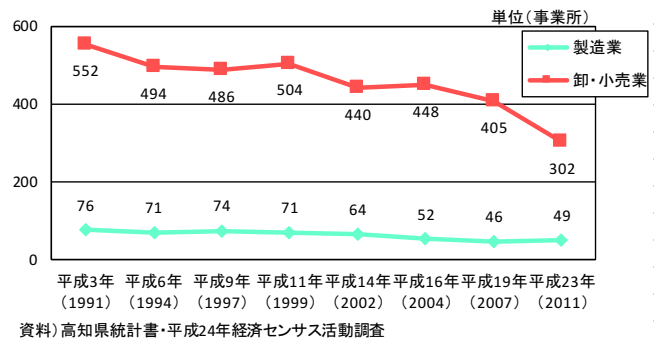


#### 4) 工業・商業

本市の製造業では、事業所数、従業者数の減少に伴い、2004年度(平成16年度)以降製造出荷額が大きく減少している。

また、卸売業・小売業では、従業者数は増加傾向でしたが、2007年度(平成19年度)以降大きく減少しており、事業所数も減少している。

■事業所数の推移(製造業、卸売業・小売業)

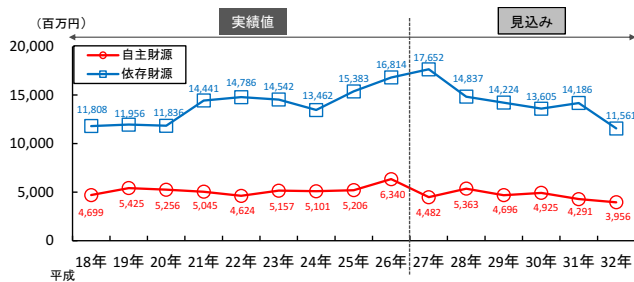


#### (3) 財政の動向

歳入は減少する見込みです。人口減少や高齢化の進行になどにより減少傾向が加速し、必要な財源が不足することが懸念される。

歳出も緩やかに減少する見込みではあるが、高齢化の進行や地域経済の悪化などにより必要とされる消費的経費(扶助費等)の増加や、都市基盤の老朽化に伴い必要とされる投資的経費の増加が懸念される。

■歳入の推移



資料) 5町村まちづくり計画

※平成27年以降は、中期財政計画に基づく見込み額

※自主財源：地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

依存財源：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、

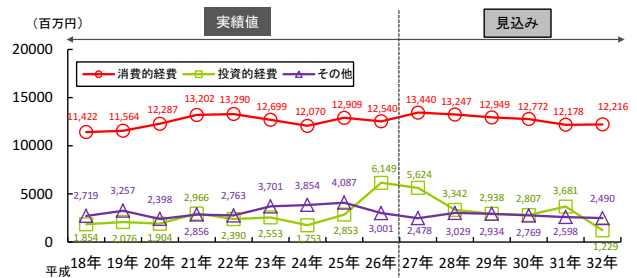
地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、地方債

※消費的経費：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費

投資的経費：普通建設事業費、災害復旧事業費、

その他：積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金

■歳出の推移



## 第2節 都市基盤の現状

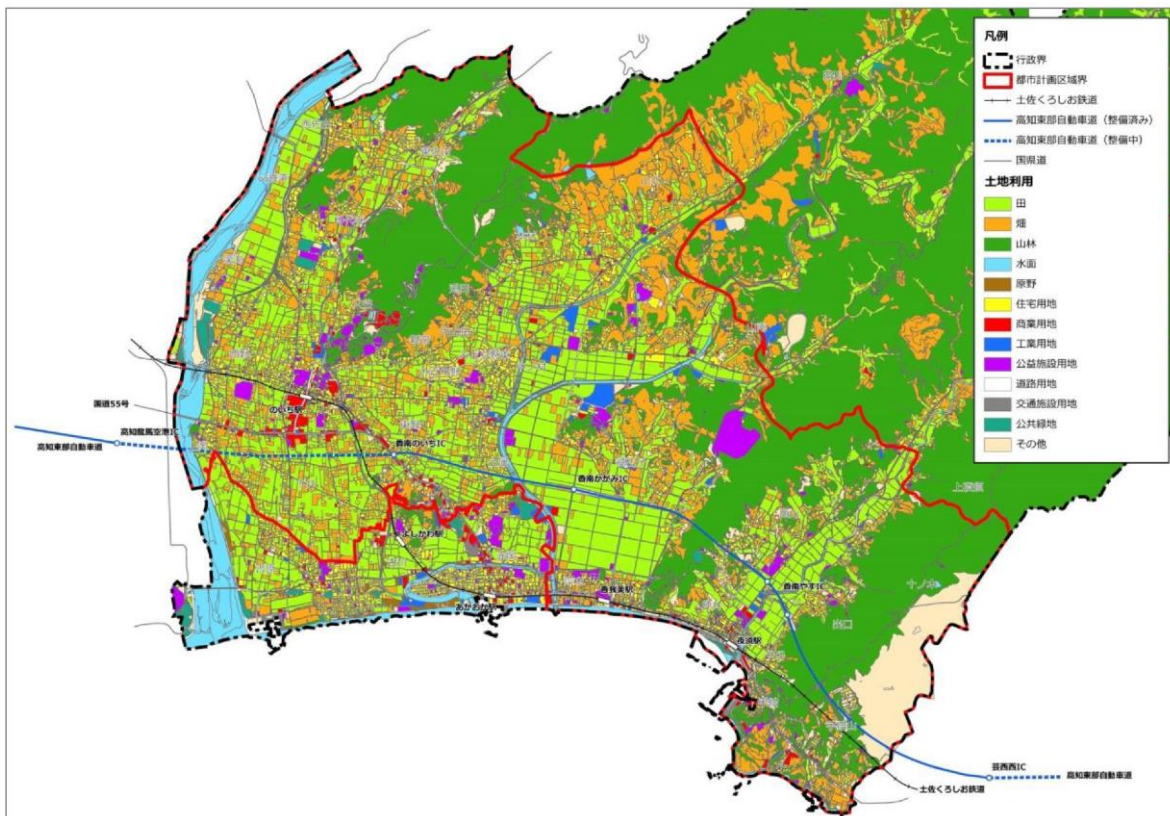
### (1) 土地利用の状況

のいち駅周辺や海岸沿いに市街地が形成されているが、それ以外の地域は、住宅団地や集落地が点在し、低密度で分散した都市構造となっている。

商業用地は、のいち駅周辺や国道55号の沿道に集積している。工業用地は、香我美地域の河川沿いや香南工業団地に大規模な集積がみられる。それ以外は、小規模な商業用地や工業用地が点在しており、住商工が混在した地域もみられる。

市街地周辺では、農地転用などによる点状的な宅地化・空地化(駐車場等)が進み、のいち駅周辺の市街地では、農地と宅地の混在が顕著である。また、空き家が増加傾向にあり、市街地周辺では小規模な空地が数多く点在するなど、居住環境や営農環境の悪化が懸念される。

### ■土地利用の分布



資料) 都市計画基礎調査等 (都市計画区域外は香南市都市計画マスタープラン (案) 策定にあたって調査)

出典: 香南市都市計画マスタープラン (案) 香南市 (平成29年10月策定)

## (2) 道路・交通の状況

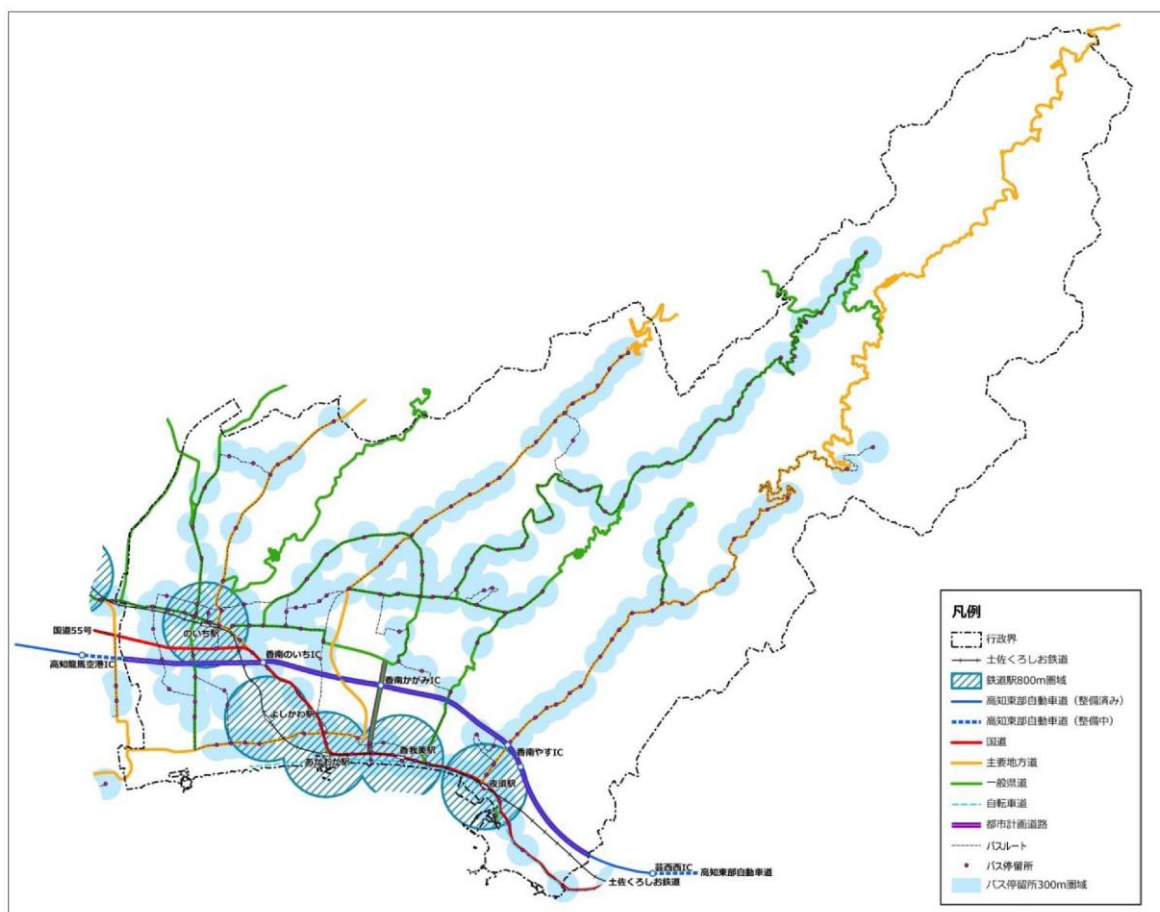
広域的幹線道路として、高知東部自動車道や国道 55 号が東西方向に通っており、県の中心である高知市に連絡している。高知龍馬空港にも近く、広域的立地条件に恵まれているが、将来、高知東部自動車道の未整備区間(高知龍馬空港 IC～香南のいち IC 間)の開通により、広域的な交通利便性の更なる向上が見込まれる。

市内の道路網は、国道 55 号線を起点に周辺地域や市内各地に向かって県道が通っている。

広域的な公共交通として、土佐くろしお鉄道やとさでん交通の路線バスが通っており、市内には香南市営バスが運行されているが、公共交通の誘致圏域に含まれない地域も存在している。

分散した都市構造となっており、今後、人口減少や低密度化が更に進行するなかで、現在の公共交通を維持できなくなることが懸念される。

## ■道路・公共交通の状況



出典：香南市都市計画マスタープラン（案） 香南市 （平成29年10月策定）

### (3) 都市施設、公共公益施設の状況

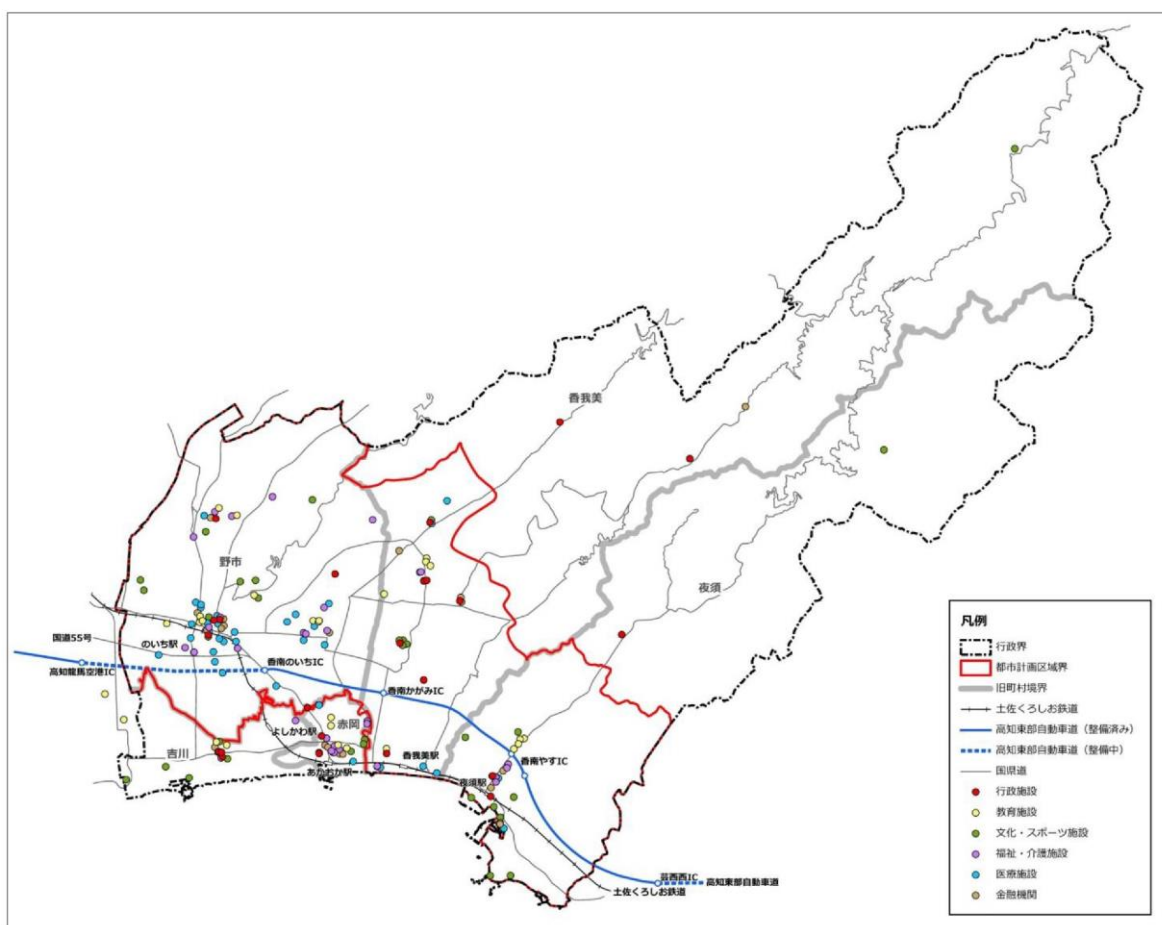
都市計画道路は2路線、都市計画公園は1箇所が指定され、整備が進んでいる。

公共下水道の整備率は62%(平成22年3月時点)となっている。

行政施設や教育施設などの公共施設は各地域に立地しているが、北部の中山間地域(香我美地域や夜須地域の北部)には、少ない状況である。

医療・福祉施設、金融機関なども、のいち駅周辺や国道55号沿いには数多く立地しているが、北部の中山間地域(香我美地域や夜須地域の北部)や吉川地域には、少ない状況である。

#### ■公共公益施設の分布



資料) 香南市ホームページ、国土数値情報、地域防災計画、介護DB ホームページ (<http://kaigodb.com/>)

病院検索ホームページ (<http://medweb.jp/map/39/39211/0.html>)、日本郵便ホームページ、各金融機関ホームページ等

出典：香南市都市計画マスタープラン(案) 香南市 (平成29年10月策定)

#### (4) 災害の状況

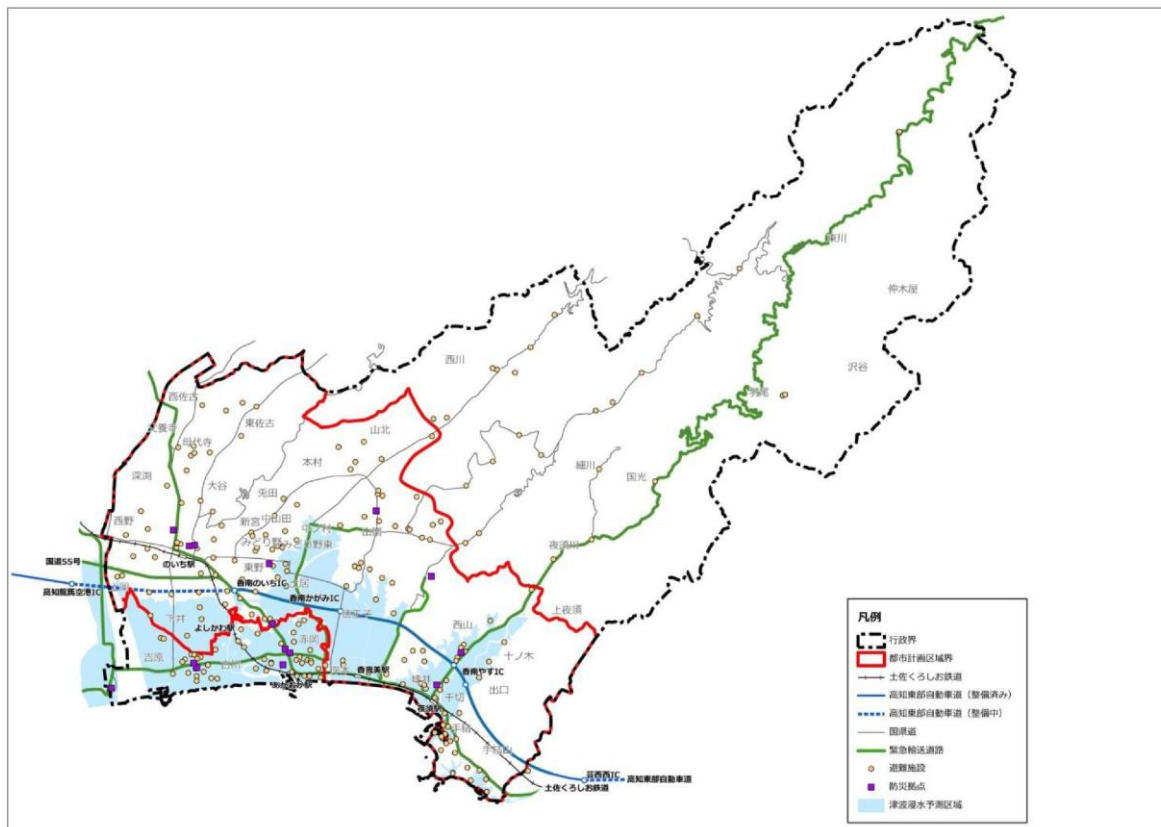
過去に幾度も大きな地震による被害を受けており、今後30年以内に70%の確率で発生するとされる南海トラフ地震では、甚大な被害が予測されている。

対策が進められているが、防災拠点や避難施設、緊急輸送道路の一部が津波浸水予測区域内にあり、応急復旧や避難行動に支障を来す懸念がある。

土地区画整理事業などの面積整備事業は実施されておらず、南部の既成市街地を中心に、木造の古い家屋や狭あい道路が密集した密集市街地となっている地域もある。

四国山地の南に位置することから、台風や梅雨前線などによる河川の氾濫に悩まされてきた地域で、水害の危険性が高い地域である。また、近年は大きな被害は発生していないが、豪雨や地震による土砂災害の危険性もある。

#### ■津波浸水予測区域



資料) 都市計画基礎調査

出典: 香南市都市計画マスタープラン(案) 香南市 (平成29年10月策定)

### 第3節 将来都市構造

将来都市構造の設定にあたっては、「拠点の適正配置とネットワーク」を基本的考え方としている。

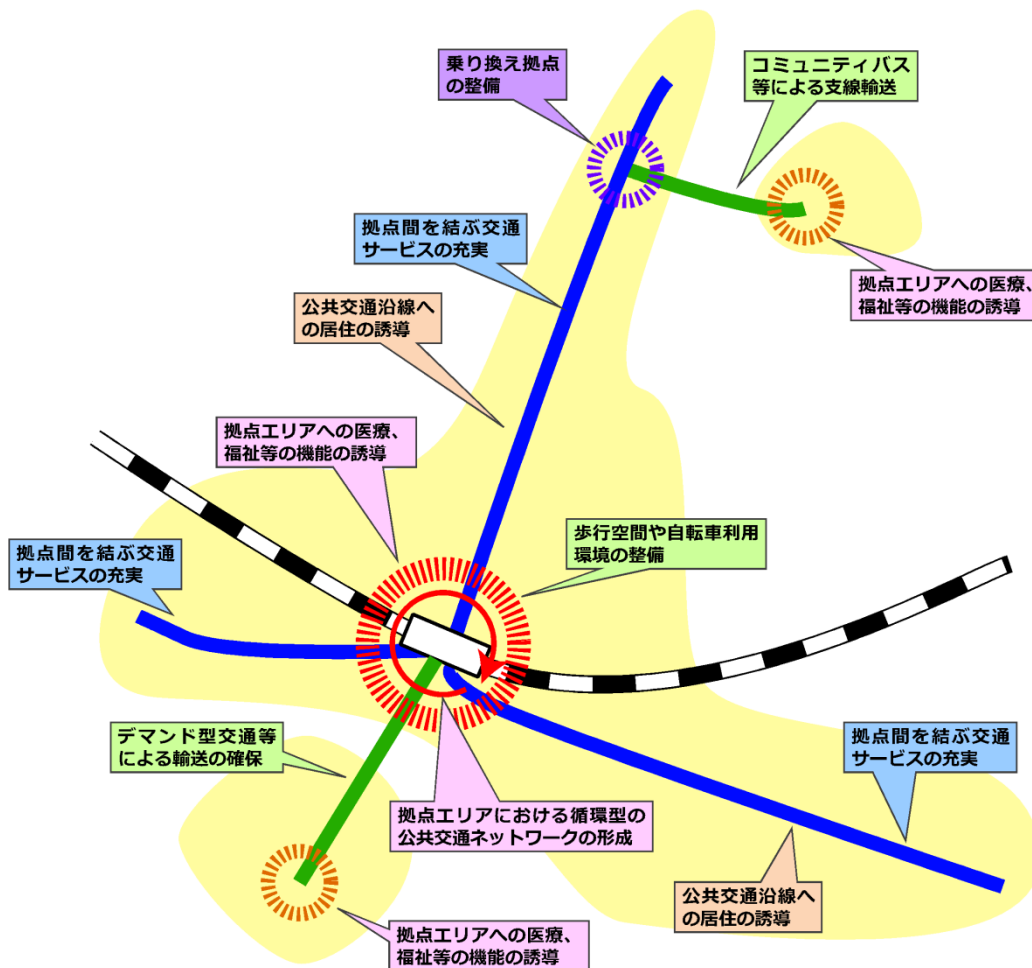
本市は、平成18年に5町村合併により市域が拡大したことや、住宅地として点状的な開発が進んだことなどから、分散した低密度な都市構造となっており、生活利便施設の立地にも偏りがある。

そのため、人口減少や経済情勢の悪化による身近な生活利便施設の不足や、高齢化の進行による自動車などの移動手段を持たない市民の増加により、買い物や通院といった日常生活が困難になる地域が拡大することが懸念される。

また、生産年齢人口の減少や産業の衰退により歳入が減少する一方で、高齢化の進行により必要とされる公共交通の維持や福祉施設、老朽化する都市基盤の維持・修繕など必要な費用の増大が懸念される。

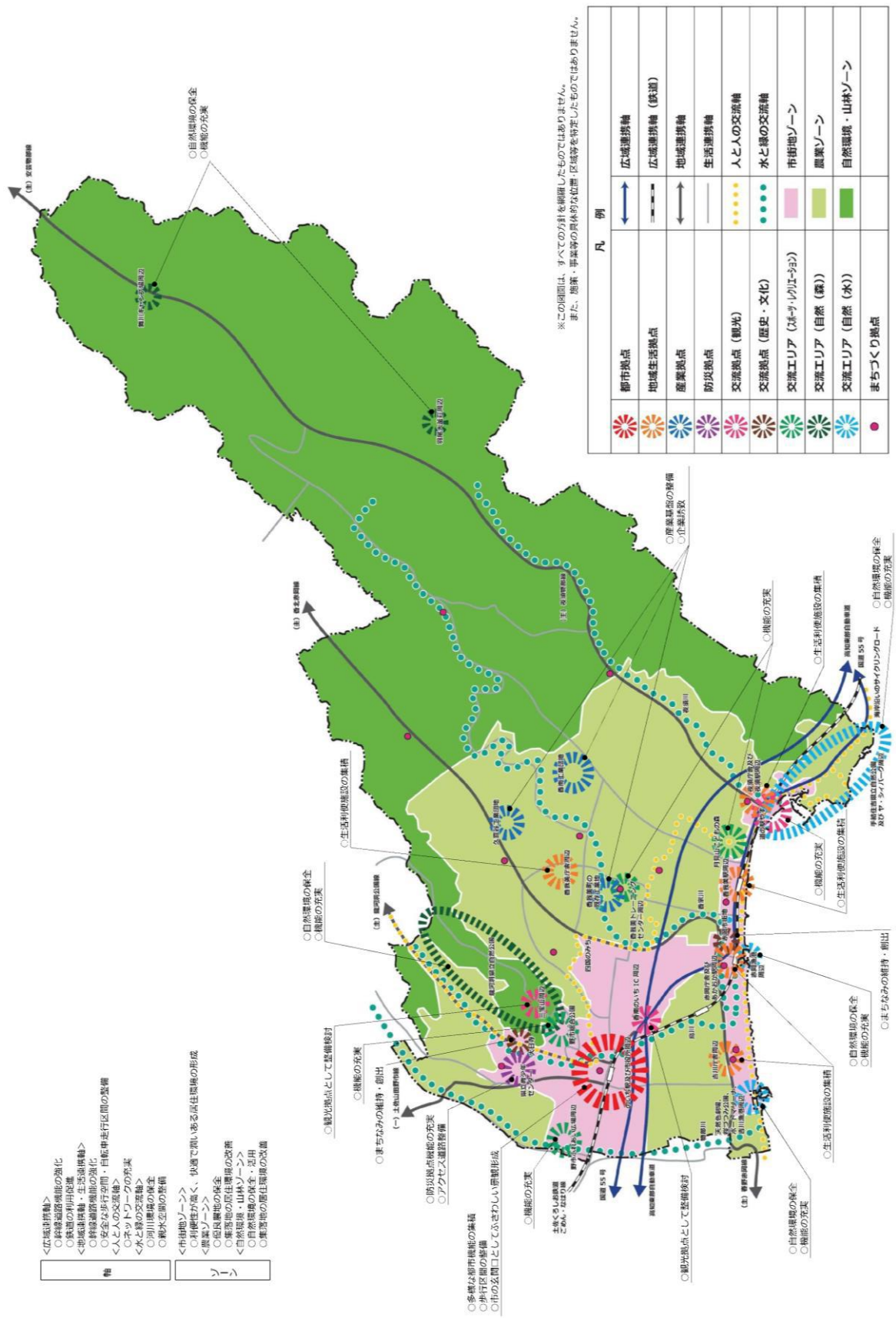
以上のことから、さまざまな役割の拠点を適正に配置し、拠点への都市機能の集積や拠点周辺への居住の誘導を図るとともに、それらの拠点を公共交通や幹線道路で結ぶことで、集約型の都市構造への転換を目指す。

#### ■コンパクトシティ+ネットワーク概念図



出典：香南市都市計画マスタープラン（案） 香南市（平成29年10月策定）

# ■ 将来都市構造図



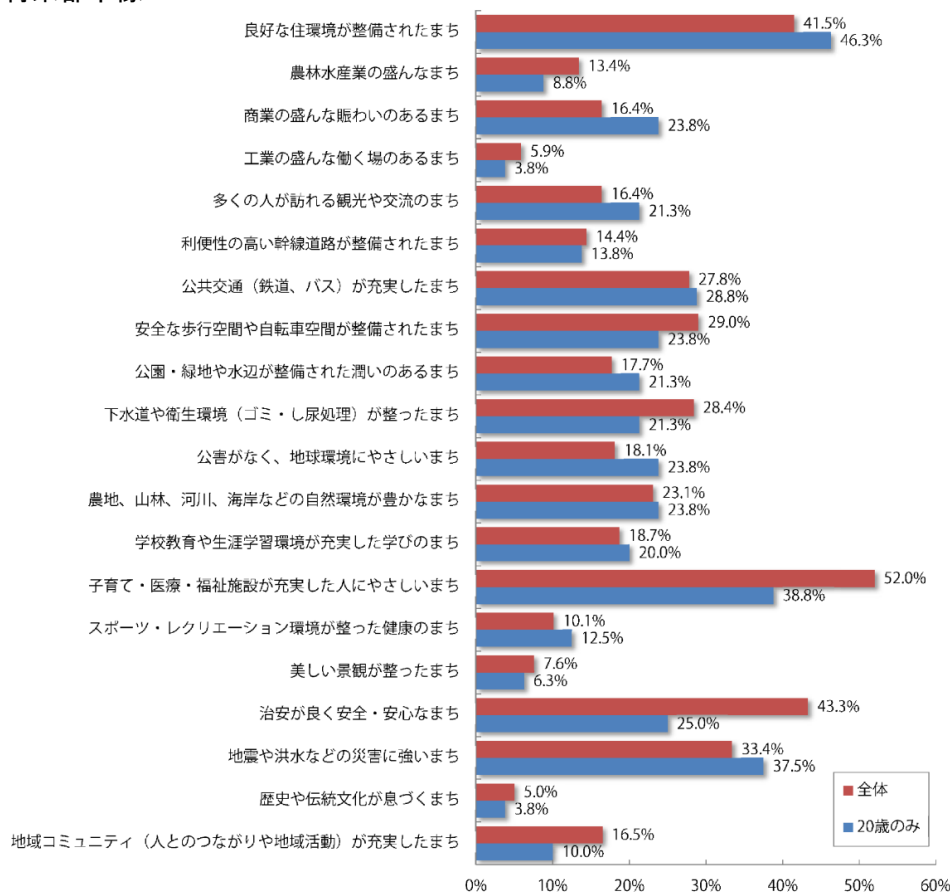
出典：香南市都市計画マスタープラン（案） 香南市（平成29年10月策定）

## 第4節 市民の意識等

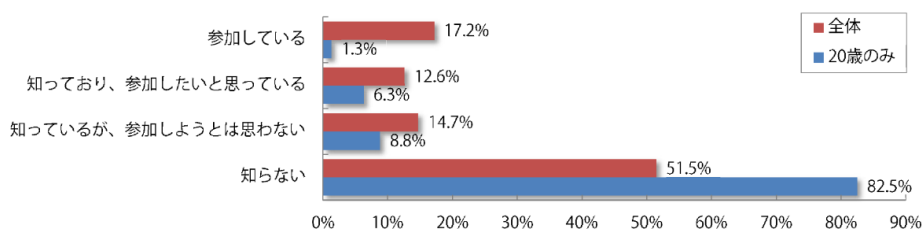
市民の意識として、都市の将来像は、「子育て・医療・福祉施設が充実した人にやさしいまち」、「治安が良く安全・安心なまち」、「良好な住環境が整備されたまち」、「地震や洪水などの災害に強いまち」が多くなっている。まちづくりの復興を円滑に推進していくためには、上記の視点を踏まえた取り組みを行っていく必要がある。

一方で、「地区まちづくり協議会（自治会）」については、「参加している」は、全体で17.2%にとどまっており、「知らない」は、全体で51.5%となっており、認知度は低い状況にある。まちづくりの復興にあたっては、住民の参画が不可欠であることから、平素より地域の絆づくり、組織づくりの強化を図っていく必要がある。

### ■将来都市像



### ■地区まちづくり協議会（自治会）



出典：香南市都市計画マスタープラン（案） 香南市 （平成29年10月策定）



## 第3章 復興まちづくりの課題

市の現状や被害想定、発災時における都市構造への影響、震災の教訓、市民の意識等を踏まえ、復興まちづくりを進める上での課題を「都市の復興」、「くらしの復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の面から整理する。

### (1) 都市の復興に係る課題

南海トラフ地震による地震の揺れや液状化及び津波による被害、「香南市都市計画マスタープラン(案)」(以下、「都市計画マスタープラン」という。)における土地利用の方針等は地域によって異なるため、地域特性や被災状況を踏まえるとともに、更には今後の社会経済情勢や行政運営等を考慮し、将来にわたり持続可能な都市を形成する必要がある。

### (2) くらしの復興に係る課題

被災後、迅速な復興ができない場合、市民の市外への転出等につながり、地域の活力が減退することが懸念されることから、安定したくらしを早期に送れるよう、医療や福祉、教育等の市民のくらしを支える各種機能を回復し、安心・安全な生活環境を整える必要がある。

### (3) 住宅の復興に係る課題

被災後、安心・安全に暮らせるよう、応急仮設住宅等の整備や損壊した住宅の再建・修繕を進めるとともに、避難所から応急仮設住宅、更には復興公営住宅等へ移る際のどの過程においても、既存の地域コミュニティが維持できるよう配慮する必要がある。また、市外へ避難した被災者の市内への早期帰還を図る必要がある。

### (4) 産業の復興に係る課題

施設や設備の損壊や従業員の被災により産業活動が一時停滞することが想定される。迅速な復興ができない場合、廃業や市外への転出等につながり、地域の産業が衰退することが懸念されることから、事業者と連携し、産業活動を早期に回復させる必要がある。

## 第4章 復興まちづくりの基本理念

「復興まちづくりの基本理念」とは、迅速かつ着実な復興まちづくりを可能とするため、本市を取り巻く状況や南海トラフ地震で予想される被害を踏まえ、発災後の復興において関係者が共通認識として持つべき基本的な考え方である。

基本理念の設定にあたっては、女性や災害時要配慮者等の参画等の視点に配慮しながら、香南市の最上位計画である「振興計画」の基本理念に即したものとする。

### 香南市振興計画の基本理念

- ①豊かな自然を愛し、山と川と海のきれいなまちづくりを進めます。
- ②先人たちが築き、育んできた地域の魅力や個性を守り育て、輝かせるまちづくりを進めます。
- ③安全で安心して暮らせるように、地域のなかに助け合い支え合いがある心豊かなまちづくりを進めます。
- ④市民と行政が互いに協力し合い、地域に活力を生む元気なまちづくりを進めます。
- ⑤住んでいる地域を愛し、まちをふるさととして想う心を育てるまちづくりを進めます。

振興計画の基本理念を踏まえ、被災後も市民・事業者が市内にとどまり、ともに復興を進めていくことが重要と考え、基本理念を設定する。

視点① 持続可能なまちづくり

視点② 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

視点③ 女性や災害時要配慮者等の参画によるまちづくり

### 香南市復興計画の基本理念(案)

- ①地域で助け合い支え合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ②地域産業を再生し、地域に活力を取り戻すまちづくりを進めます。
- ③地域を愛し、ふるさととして住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

➤検討項目-2 復興計画の基本理念の検討と共有

# 第5章 復興まちづくりの目標・施策

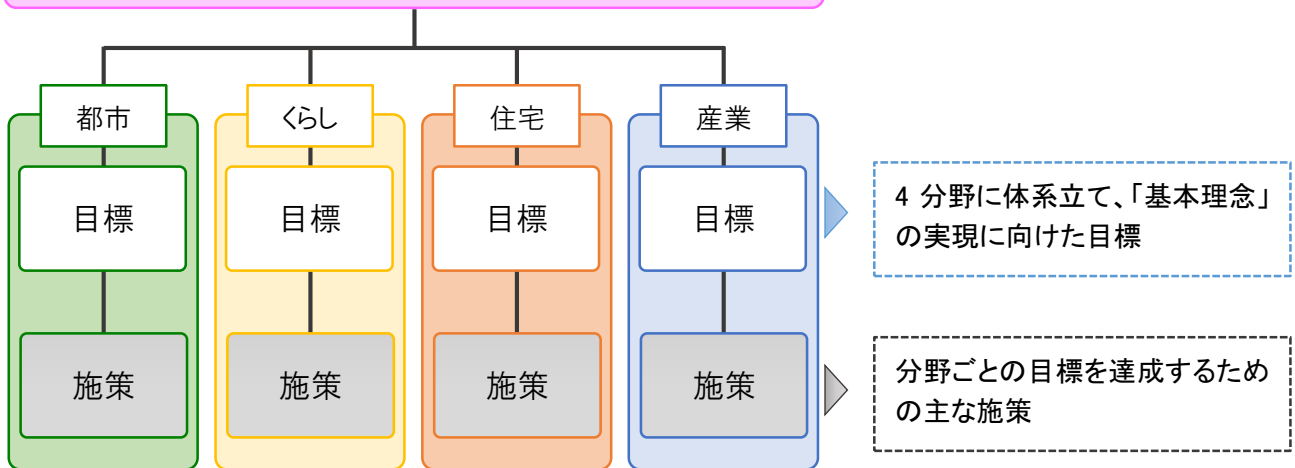
復興まちづくりを迅速かつ着実に推進するため、「都市の復興」、「くらしの復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」の4分野に体系立て、「基本理念」の実現に向けた目標と目標達成のための施策を定める。

施策については、施策の方向性を示すとともに、実施する主な施策をとりまとめる。分野・施策については、今後の検討、関係者の意見等を踏まえ追加・充実させていくものとする。

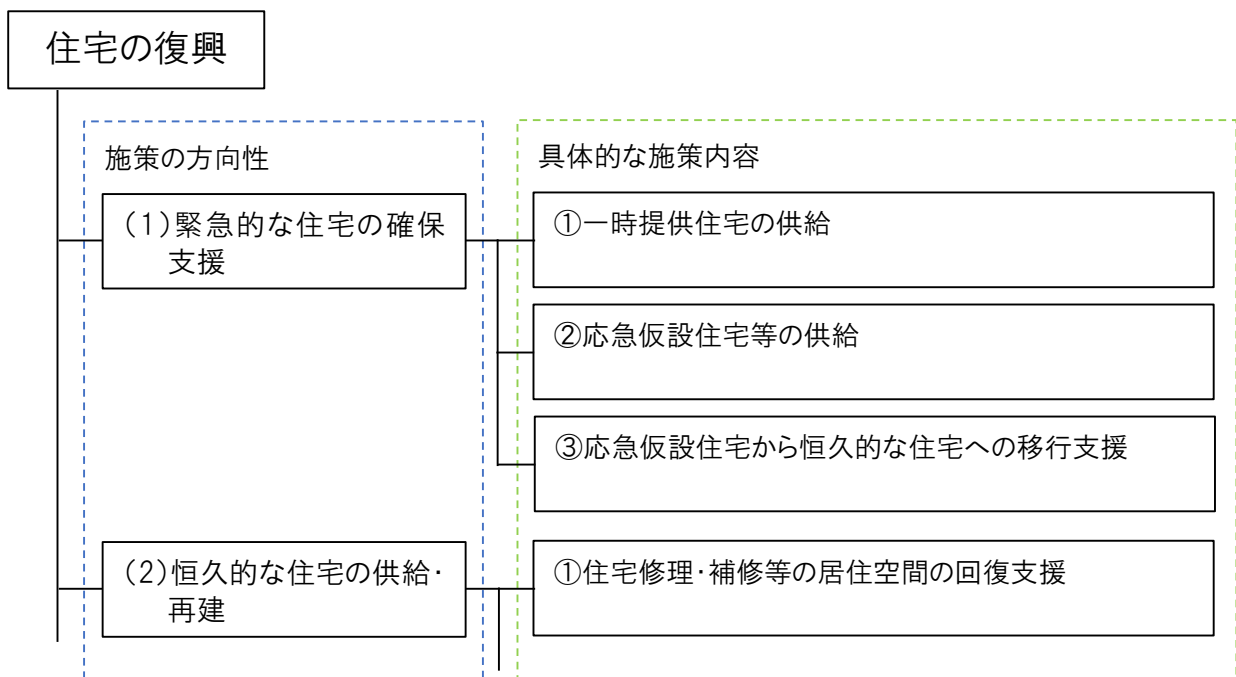
## 香南市復興計画の基本理念(案)

- ①地域で助け合い支え合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ②地域産業を再生し、地域に活力を取り戻すまちづくりを進めます。
- ③地域を愛し、ふるさととして住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

関係者が共通認識として持つべき復興まちづくりの基本的な考え方



## 《施策の方向性》

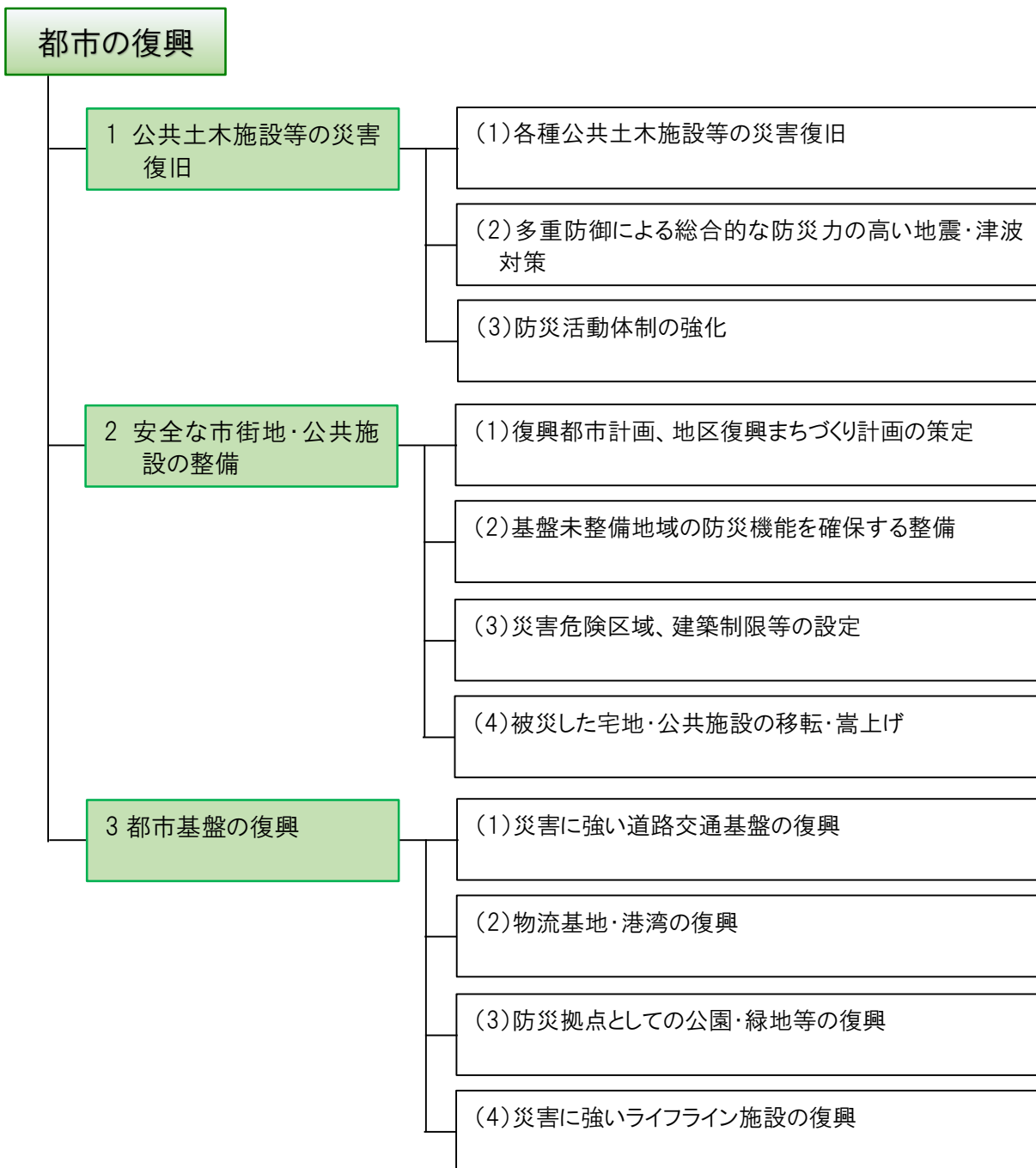


# 第1節 都市の復興

## 《都市の復興にかかる目標》

被害の特性や現状における都市基盤整備状況、都市計画マスタープラン等における各地域の位置付けを踏まえながら、被災状況、地域の状況に応じた都市復興により、災害に強い、安心・安全な都市の早期形成を実現する。

## 《施策の方向性》



➤検討項目-3 都市の復興の具体化に向けた取り組み（復興重点プロジェクトの検討等）

《都市復興の施策の取り組み（案）》

施策	1 公共土木施設等の災害復旧
取組方向	○市が管理する公共施設や公共土木施設等が災害を受けた場合、迅速な効用回復によって民生安定を図り、また被害の発生を防止する。 ○市は、関連する法制度等を活用して、災害復旧事業を進めると共に、適切な地方財政措置を受ける。
施策内容	(1) 各種公共土木施設等の災害復旧
	① 被災箇所の応急対策・復旧事業の実施 ② 復旧基本方針の策定 ③ 再度災害防止のための施設整備
	(2) 多重防御による総合的な防災力の高い地震・津波対策
	① 土木施設整備等によるハード対策の実施 ② 住宅等の耐震化 ③ 避難対策等によるソフト対策の実施
	(3) 防災活動体制の強化
	① 監視・情報伝達システムの整備 ② 自主防災組織の育成・強化
施策	2 安全な市街地・公共施設の整備
取組方向	○被災地での原形復旧では再度被災する可能性が高い場合や被災場所での再建が不可能な場合、以下のような項目を単独、あるいは組み合わせて実施し、安全な市街地・公共施設を整備する。
施策内容	(1) 復興都市計画、地区復興まちづくり計画の策定
	① 復興都市計画、地区復興まちづくり計画の策定 ② 地域復興協議会の設置
	(2) 基盤未整備地域の防災機能を確保する整備
	① 再開発事業の実施 ② 住宅市街地の基盤整備 ③ 延焼防止対策 ④ 避難施設・防災拠点等の整備
	(3) 災害危険区域、建築制限等の設定
	① 災害危険区域の指定 ② 建築制限の指定 ③ 建築物の耐災性強化
	(4) 被災した宅地・公共施設の移転・高上げ
	① 宅地移転事業の実施 ② 宅地高上げ事業の実施 ③ 被災公共施設等の移転・高上げ

施策	3 都市基盤の復興
取組方向	○都市基盤施設は、住民の生活、都市の産業や経済活動を支えているものであり、その被害や機能停止は、被災者の生活確保や産業や経済の復興にさまざまな影響を来すことになる。したがって、都市基盤施設の復旧・復興には、災害への対策に加え、住民生活に密接に関係のある機能より復旧・復興を行う等の取り組みが求められる。
施策内容	(1) 災害に強い道路交通基盤の復興
	① 復旧・復興方針の策定
	② 迅速かつ円滑な復旧事業の実施
	③ 災害に強い交通ネットワークの構築
	(2) 物流基地・港湾の復興
	① 港湾・漁港の復旧・復興
	② 流通施設の復旧・復興
	(3) 防災拠点としての公園・緑地等の復興
	① 復旧・復興方針の策定
	② 既存公園の復旧・復興
③ 防災拠点としての公園機能の拡充・整備	
(4) 災害に強いライフライン施設の復興	
① 復旧・復興方針の策定	
② 災害に強いライフライン施設の整備	

■都市基盤に関する災害復旧事業

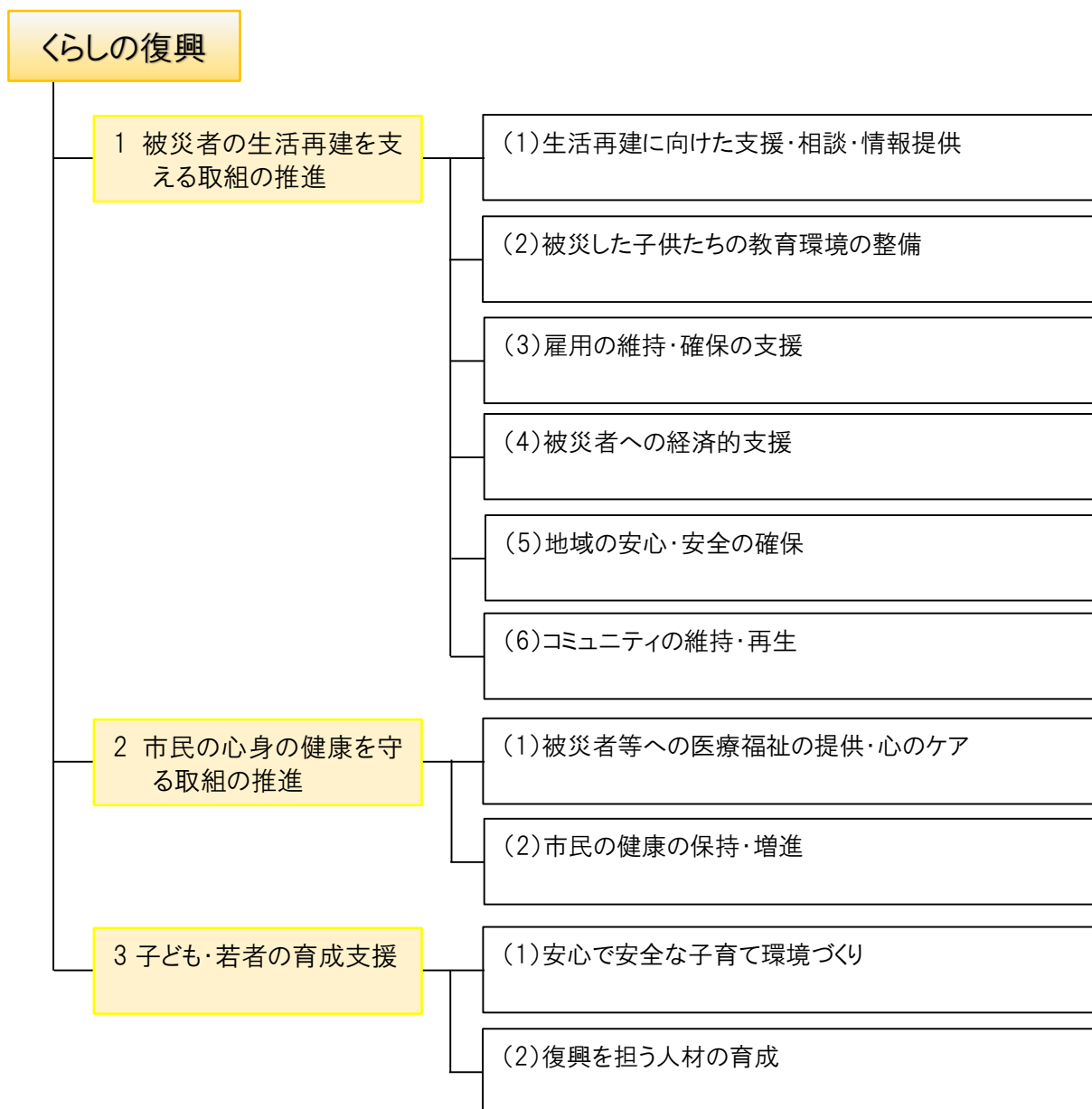
根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	○河川・砂防設備、林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜崩壊防止施設・道路・下水道及び公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	○公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	○災害公営住宅の建設 ○既設公営住宅の復旧事業
土地区画整理法	○災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する、感染症指定医療機関の災害復旧事業（激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による都道府県、保健所を設置する市または特別区の支弁及び同法第 57 条第 4 号の規定による、東京都の支弁に係る感染症予防事業）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	○臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	○農地・農業用施設・共同利用施設の復旧事業 ○林業用施設・漁業用施設
水道法	○上水道施設の復旧事業
下水道法	○下水道施設の復旧事業
道路法	○道路の復旧事業
河川法	○河川の復旧事業
鉄道軌道整備法	○軌道施設の復旧事業
生活保護法	○生活保護施設復旧事業
児童福祉法	○児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	○身体障害者施設復旧事業
老人福祉法	○老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	○知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	○婦人保護施設復旧事業

## 第2節 暮らしの復興

### 《復興に係る施策の目標》

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻せるよう、生活再建に向けた制度の構築・運用を行うとともに、日常生活を送る上で欠かすことのできない医療・福祉・教育等の早期再開を図り、安心・安全な生活環境の形成を実現する。

### 《施策の方向性》



➤ 検討項目-4 暮らしの復興の具体化に向けた取り組み（復興重点プロジェクトの検討等）



《くらし復興の施策の取り組み（案）》

施策	1 被災者の生活再建を支える取組の推進
取組方向	<p>○災害により住宅が被災した場合や身体的な被害を受けた場合、被災者は経済的に大きなダメージを受ける。そのため、現行制度を活用した経済的支援や市独自の支援により、被災世帯の当面の生活安定化を支援する。</p> <p>○被災者が生活の復興を図るためには安定した雇用が不可欠である。こうした復興期における被災者の生活の安定を図るため、事業者に対して各種雇用維持制度の周知や雇用維持のための相談対応を実施し、雇用の維持を図るとともに、求職者への職業紹介など、被災離職者の再就職の促進を図る。</p>
施策内容	(1) 生活再建に向けた支援・相談・情報提供
	<p>① 生活相談窓口等の設置</p> <p>② 生活再建に関わる支援制度等の情報の周知</p>
	(2) 被災した子供たちの教育環境の整備
	<p>① 教育施設の復旧</p> <p>② 被災児童・生徒への支援</p> <p>③ 入学試験への対応</p>
	(3) 雇用の維持・確保の支援
	<p>① 雇用状況の調査</p> <p>② 事業者への雇用維持の要請</p> <p>③ 雇用保険制度の活用の促進と周知</p>
	(4) 被災者への経済的支援
	<p>① 災害弔慰金・災害見舞金等の支給</p> <p>② 被災者生活再建支援金の給付</p> <p>③ 地方税等の減免・猶予</p> <p>④ 義援金の交付</p>
	(5) 地域の安心・安全の確保
	<p>① 防犯・治安体制の強化</p> <p>② 復興関連事業者に対する法令遵守の徹底指導</p>
	(6) コミュニティの維持・再生
	<p>① 既存の地域コミュニティに配慮した地域・まちづくりの実施</p> <p>② 自治組織の強化支援</p>

施策	2 市民の心身の健康を守る取組の推進
取組方向	<p>○災害による新たな医療ニーズの発生に柔軟に対応できるよう、仮設診療所や巡回移動診療所の設置・開設を検討する。また、公立医療施設の早期復旧を図るとともに、民間医療施設に対する再建支援を行う。</p> <p>○市民が災害のショックから立ち直り、生活を再建していくためには、心身の健康が保持されていることが重要である。また、慣れない避難所生活が長期化することによって、健康を害する場合もある。このため、健康診査やメンタルヘルスクア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。</p>
施策内容	(1) 被災者等への医療福祉の提供・心のケア
	① こころのケアに関する相談窓口の設置
	② 児童・生徒に対するこころのケア事業の実施
	(2) 市民の健康の保持・増進
	① 地域医療体制の確立
	② 巡回健康相談等の保健対策

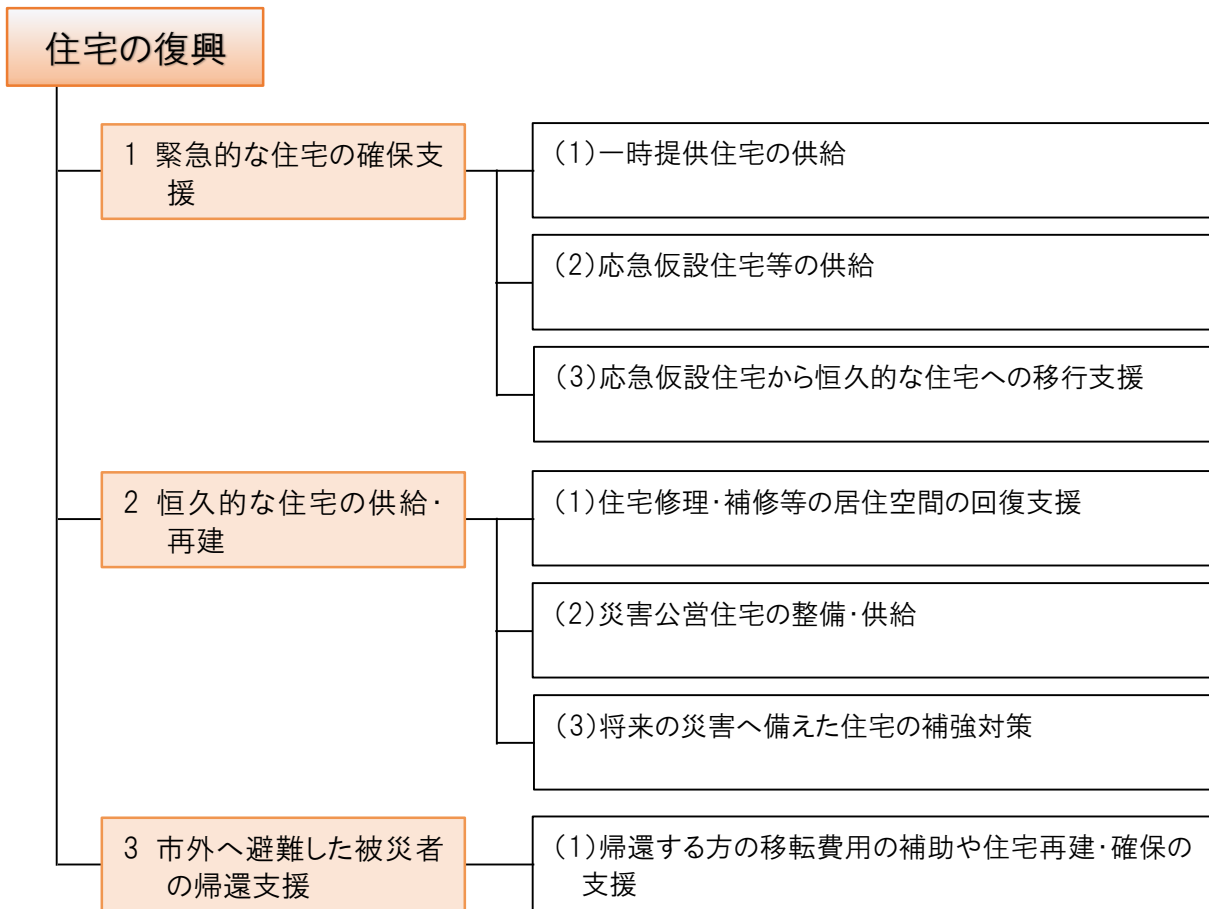
施策	3 子ども・若者の育成支援
取組方向	<p>○子育てできる環境の整備が必要であるため、子育てなどに関する相談体制を充実させ、妊婦や保護者の不安解消や保育施設等整備等、多様な子育て環境の整備を進める。</p> <p>○復興を担い、支えていく子ども・若者の育成に向け、修学や運動・食育等の健康教育等を推進するとともに、学校・家庭・地域を通じた教育環境の整備等を通じ、こころ豊かなたくましい人づくりを進める。</p>
施策内容	(1) 安心して安全な子育て環境づくり
	① 子どもや親の不安や悩みに対する相談体制の整備
	② 保育所や認定こども園の施設整備を促進
	③ 子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援等の支援施策
	(2) 復興を担う人材の育成
	① 奨学金等による修学支援
	② ボランティア等の体験活動を通じた復興を支える豊かなこころの育成
	③ 健康の保持・増進を図ることができるような健康教育の推進

## 第3節 住宅の復興

### 《復興に係る施策の目標》

被災者の安心・安全な暮らしの再建に欠かすことのできない、被災前からの地域のコミュニティに配慮した居住の場を確保するとともに、市外へ避難した被災者の市内への早期帰還を支援する等快適な居住環境の形成を実現する。

### 《施策の方向性》



➤ 検討項目-5 住宅の復興の具体化に向けた取り組み（復興重点プロジェクトの検討等）

《住宅復興の施策の取り組み（案）》

施策	1 緊急的な住宅の確保支援
取組方向	○本格的な生活再建、復興まちづくりに取り組むためには、まず、住宅の確保が不可欠である。災害によって住宅に被害を受け、居住を継続するためには応急的な修理を必要とする被災者や一時的に応急的な住宅に居住せざるを得ない被災者に対し、応急的な住宅の供給等の施策を迅速に実施する。 ○応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。
施策内容	(1) 一時提供住宅の供給
	① 公営住宅等の災害時一時使用住宅としての提供 ② 一次提供住宅の入居者の管理
	(2) 応急仮設住宅等の供給
	① 民間賃貸住宅を含む応急的な住宅の提供 ② 入居者の生活相談・支援 ③ 維持管理体制の構築・住環境の改善
	(3) 応急仮設住宅から恒久的な住宅への移行支援
	① 応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援・相談 ② 応急仮設住宅等の撤去

施策	2 恒久的な住宅の供給・再建
取組方向	○住宅の再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。自力での住宅の取得・再建等が困難な者に対する公営住宅の供給を図るとともに、特定優良賃貸住宅や公社・公団住宅（分譲・賃貸）、民間住宅（分譲・賃貸）の供給促進を図る。 ○恒久的な住宅確保を支援するための資金面での支援や住まい・まちづくり活動に対する支援、各種情報の提供や相談への対応等を行う。
施策内容	(1) 住宅修理・補修等の居住空間の回復支援
	① 災害救助法による住宅の応急修理の実施 ② 被災者が自力で実施する応急修理支援 ③ 悪徳業者への注意喚起、価格監視
	(2) 災害公営住宅の整備・供給
	① 公営住宅の建替・補修 ② 公営住宅の新規整備 ③ 家賃低減化対策
	(3) 将来の災害へ備えた住宅の補強対策
	① 住宅耐震改修工事の実施 ② ブロック塀等耐震対策の実施

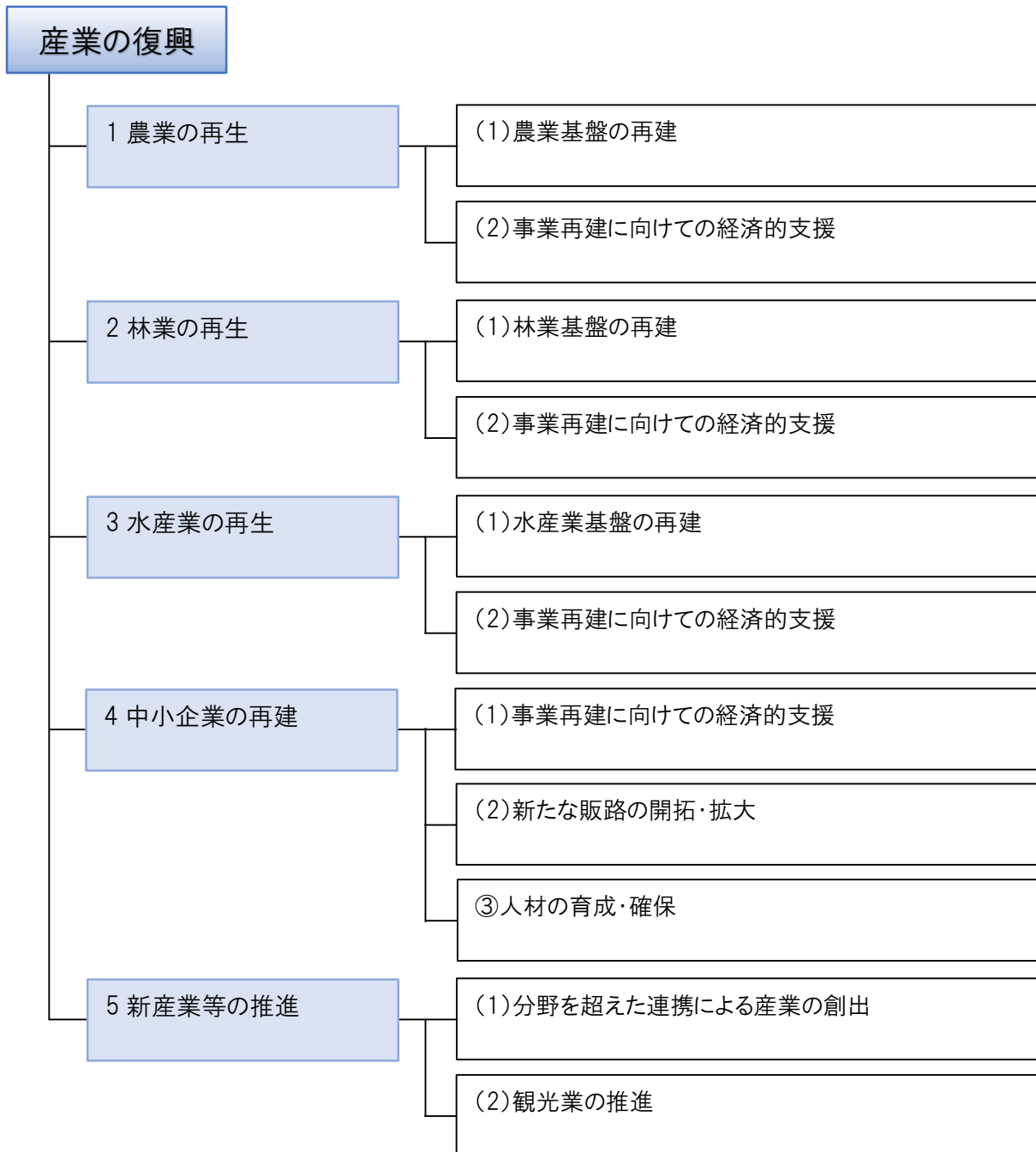
施策	3 市外へ避難した被災者の帰還支援
取組方向	○従来の生活環境を取り戻すとともに、地域の活力を増進するため、情報提供や住宅支援等により、市外へ避難した被災者を市内への帰還を支援する。
施策内容	(1) 帰還する方の移転費用の補助や住宅再建・確保の支援
	① 移転費用の補助や帰還先における公営住宅等の確保
	② 被災住宅の再建・補修などに関する相談や支援
	③ 住宅の二重ローン対策など、被災者や帰還する方の住宅再建・確保の支援

## 第4節 産業の復興

### 《基本的な考え方》

産業基盤施設の復旧と併せて、第一次産業から第三次産業までの復興に向けた支援制度の構築・運用を行うとともに、販路拡大や新規分野の産業の推進により、活気あふれる地域産業の形成を実現する。

### 《施策の方向性》



➤ 検討項目-6 産業の復興の具体化に向けた取り組み（復興重点プロジェクトの検討等）

《産業復興の施策の取り組み（案）》

施策	1 農業の再生
取組方向	○被災農業の再建は、再建・再開資金の調達の円滑化を目的とする「再建資金の貸付等」、及び被災した農地の生産基盤を回復または再整備することを目的とする「農業基盤の再建」が主要施策となる。
施策内容	(1) 農業基盤の再建
	① 災害復旧・災害関連事業の実施
	② 代替生産施設の整備
	③ 生産意欲の増進による農業の活性化
	(2) 事業再建に向けての経済的支援
	① 既往融資制度の活用促進
	② 相談・営農指導等の実施
施策	2 林業の再生
取組方向	○被災林業の再建は、再建・再開資金の調達の円滑化を目的とする「再建資金の貸付等」、及び被災した林地の生産基盤を回復または再整備することを目的とする「林業基盤の再建」が主要施策となる。
施策内容	(1) 林業基盤の再建
	① 災害復旧・災害関連事業の実施
	② 代替生産施設の整備
	③ 生産意欲の増進による農業の活性化
	(2) 事業再建に向けての経済的支援
	① 既往融資制度の活用促進
	② 相談・営農指導等の実施
施策	3 水産業の再生
取組方向	○被災漁業の再建は、再建・再開資金の調達の円滑化を目的とする「再建資金の貸付等」、及び被災した漁場の生産基盤を回復または再整備することを目的とする「漁業基盤の再建」が主要施策となる。
施策内容	(1) 水産業基盤の再建
	① 災害復旧・災害関連事業の実施
	② 代替生産施設の整備
	③ 生産意欲の増進による農業の活性化
	(2) 事業再建に向けての経済的支援
	① 既往融資制度の活用促進
	② 相談・営農指導等の実施

施策	4 中小企業の再建
取組方向	○被災した中小企業は、できるだけ早期に工場等施設の再建を図り、生産・営業活動を再開することが重要である。このため、再建資金の確保が困難な事業主に対し、各種金融支援制度を活用し、また事業の場の確保・あつ旋を図り、事業活動が継続できるような措置を実施する。
施策内容	(1) 事業再建に向けての経済的支援
	① 既往融資制度の活用促進 ② 経営相談の実施
	(2) 新たな販路の開拓・拡大
	① 全国規模の展示会等に出展する中小企業に対する支援 ② 訴求力のある商品や基盤技術の開発支援、販路開拓、市産品の価値向上
	(3) 人材の育成・確保
	① 地域産業との連携強化による産業人材の育成 ② 専門的かつ実践的な教育訓練や、事業者の自己研鑽や企業・団体の研修制度への支援 ③ 地域産業を支える人材の確保

施策	5 新産業等の推進
取組方向	○各産業分野の取り組みや各地域での取り組みを、産業の復興を契機に新規分野や分野を超えた連携強化による産業を創造する。 ○各種観光施設の早期再建とともに、新たな観光資源の開発や観光客誘致を行い、観光客数の回復と同時に、観光振興を推進するための契機とする。
施策内容	(1) 分野を超えた連携による産業の創出
	① 6次産業化による地産地消・外商の推進 ② 新産業等の企業の誘致
	(2) 観光業の推進
	① 観光施設の新設・開発 ② 観光客の誘致



## 第3編 復興プロセス



# 第1章 復興プロセス編の概要

「復興プロセス編」とは、発災後の復興の取組の中で、市民・事業者及び行政のそれぞれのうごきについて示したものである。発災から時系列に各主体が取り組むべき行動、支援があるのかを把握することで、迅速かつ着実な復興まちづくりの推進を図る。

## 第1節 復興プロセス編の構成

復興ビジョン編では、以下の内容について示す。

### 第1章 復興プロセス編の概要

復興プロセス編の考え方と構成について示す。

### 第2章 復興まちづくりのながれ

発災から復興までのステップの設定と復興まちづくりの概況や復興状況等の一般的なシナリオについて示す。

### 第3章 復興まちづくりの体制

自助・共助・公助の復興の役割と市民・事業者・行政等の協働による復興まちづくりの体制づくりについて示す。

### 第4章 分野別の復興プロセス

復興ビジョン編で示した分野別の復興プロセスにおける、市民・事業者、地域の具体的なうごきや行政からの支援について示す。

## 第2章 復興まちづくりのながれ

地震等により甚大な被害が発生した場合、本格的な復興までには多大な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴うステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めていく。発災から復興までの一般的なシナリオを以下に示す。

	復興まちづくりの概況	復興状況	活動内容
応急期	被災者の応急的な生活の場を確保するため、避難所の設置や仮設住宅の整備、ライフラインの復旧が進められる	・救助活動	・人命救助 ・避難所設置 ・電気・水道・ガスの停止 ・ボランティア・救援物資等の受入れ
		・避難生活（避難所／自宅避難） ・がれき処理の開始 ・ライフラインの一部復旧	・がれき処理の開始 ・被害調査の実施 ・仮設住宅の整備 ・り災証明の発行 ・教育活動の再開 等
		・ライフラインの応急復旧 ・仮設住宅への入居	・電気・水道の再開 ・仮設住宅の入居受付
復旧・復興準備期	被災者の日常的な生活を確保するため、仮設店舗の設置や被災した道路の整備等が進められる	・仮設住宅での生活 ・自力再建の着手 ・ライフラインの本復旧	・復興計画の策定 ・道路等の復旧 ・交通機関の再開 ・自立再建と自立困難の二極化 等
		・復興への関心	・雇用・経済問題の表面化 等
基盤復興期	被災者の恒久的な生活の場を確保するため、道路整備や生活再建支援など復興事業が進められる	・復興事業・施策の開始	・復興事業計画の策定 ・まちづくり活動の活発化 ・生活再建支援策の実施 等
		・復興事業・施策の本格化	・自宅等の再建 ・工場等の本格操業の再開 ・住民意向の変化 等
本格復興期	復興事業と併せて一般施策を展開し、目指すべき都市の将来像の実現に向けた取組が進められる	・復興事業・施策の修正・改善 ・一般施策の展開	・復興事業計画の見直し ・仮設住宅の撤去 ・再開発事業等の着工 等

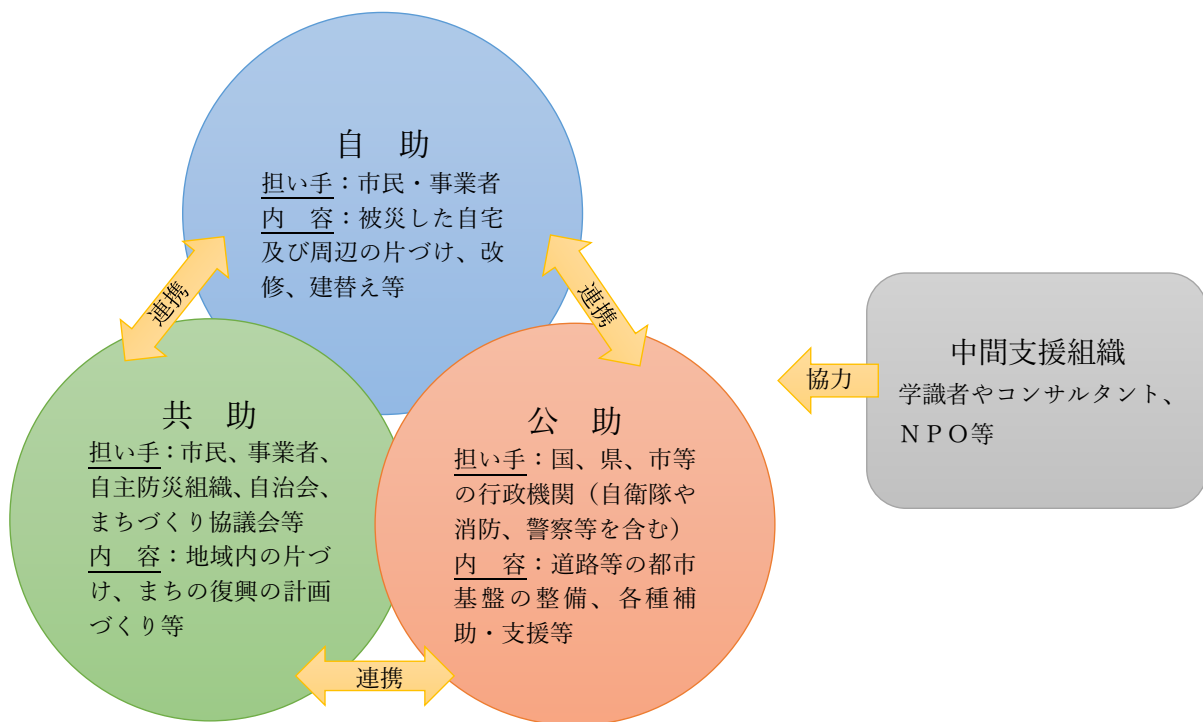
# 第3章 復興まちづくりの体制

## 第1節 自助・共助・公助の復興の役割

被災した際には、自らの暮らしの再建は被災者自身が行うこと（自助）が原則ではあるものの、大規模災害時において復興活動の中には、個人や事業者のみでは対処できないことが発生することが予想される。

そのため、復興まちづくりを着実に進めていくために、自宅の再建など被災者自身が行動する「自助」の取組、地域の結びつきを活かして復興を推進する「共助」の取組、行政が「自助」「共助」を支援する「公助」の取組が連携することが重要である。

また、「自助」「共助」「公助」がより連携し、復興を推進していくためには、学識者やコンサルタント、NPO等の中間支援組織の協力も必要である。



## 第2節 協働による復興まちづくり体制

被災した地域が迅速かつ着実に復興するためには、市民・事業者・行政及び中間支援組織等の協働による復興まちづくりの体制づくりを構築する必要がある。復興まちづくりの体制とその活動内容等について示す。

### (1) 復興まちづくりの体制づくり

建物の倒壊や道路等の被害が面的に発生した地域では、復興後、同じ被害を発生させないためにも、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要があるが、そのためには、市民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「地域復興協議会」等の地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織を構築することが重要である。

なお、組織の設立や運営については、市民が主体とするが、市民だけでは困難であることが想定されるため、行政が支援するとともに、学識者やコンサルタント、NPO等をはじめとする中間支援組織の参画も必要である。

### (2) 復興まちづくり組織(案)

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「地域復興協議会」を設立する。「地域復興協議会」等の設立には、既存の自治組織等の活用が考えら、本市では自主防災活動が活発である自主防災組織、地区まちづくり協議会等の活用が考えられる。

また、市は、復興対象地区のうち、重点復興地区については、行政としても計画的な復興地域づくりの必要性が最も高い地区であるため、被災住民に対して地域復興協議会の結成を強く働きかけていく。復興促進地区ならびに復興誘導地区においても、被災住民の発意により地域復興協議会が結成されるよう推奨する。

#### ■地域復興協議会（案）

構成メンバー（案）	市民、地域の事業者、自主防災組織、自治会、地区まちづくり協議会、行政、中間支援組織等
活動内容	・市民への情報提供 ・市民の生活再建等の意向把握 ・復興まちづくりの範囲の設定 ・復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 ・行政に対する復興まちづくりの提案
設置時期（目安）	発災後概ね2ヶ月～
主な活動場所	学校の空き教室、会議室、公民館 等

#### ➤検討項目-7 復興まちづくりに係る体制・組織づくりの検討

### (3) 復興まちづくりのための備え

市は、事前復興計画づくりのみならず、地域住民が主役の復興まちづくりとなるよう協働関係の構築を可能とするための事前の準備を行う。

#### 1) 行政の備え

発災後、市は、平時と比べて人員や庁舎機能等が低下している状況下で、避難所の運営等、日々の市民生活に直結する震災関連業務を迅速かつ適切に実施することが必要となる。

このため、市は、以下の項目について適切な内容を定め、「災害は必ずやってくる」と意識して、着実に備えを進めるものとする。

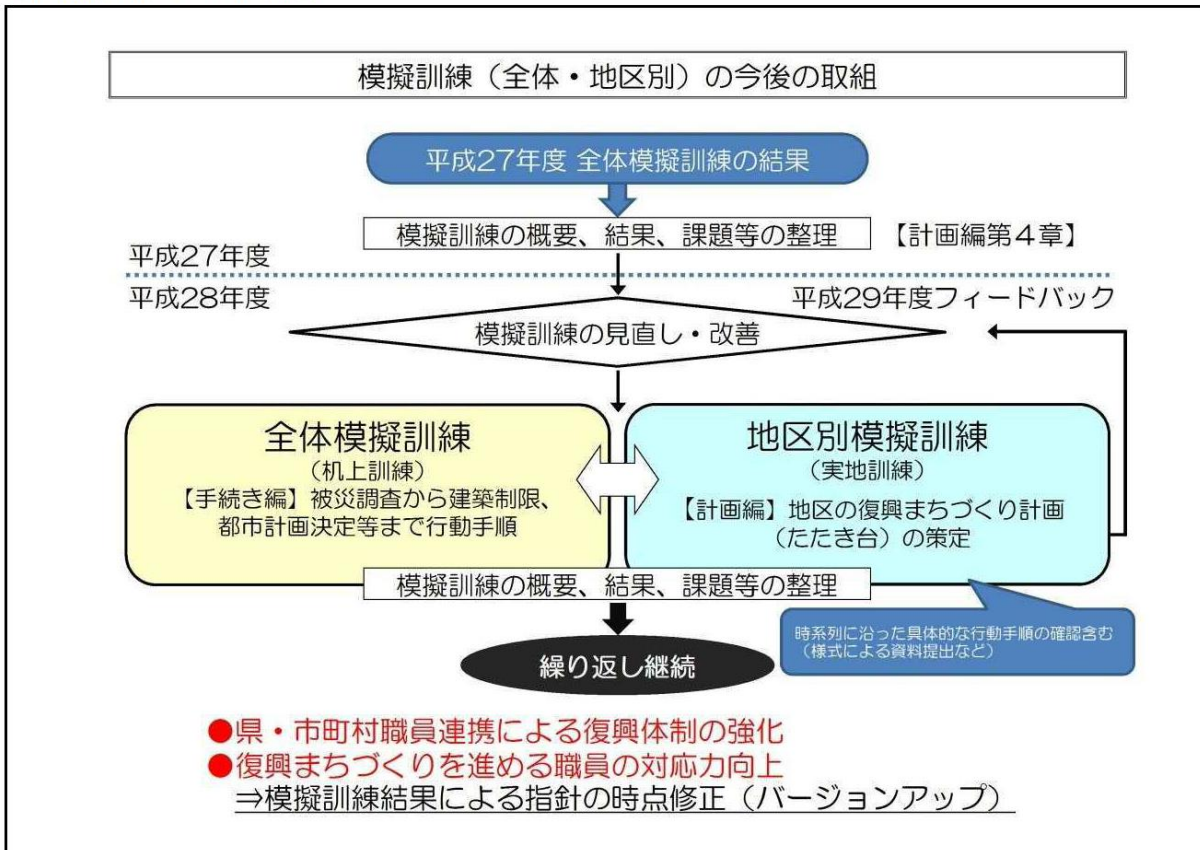
#### ■行政の備え

人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定の能力育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急・復旧対策全般の知識習得</li> <li>・震災復興都市計画指針の周知徹底</li> </ul> </li> <li>○復興マネジメントの能力育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮想被害（モデル地区）に基づく全体模擬訓練</li> <li>・地区の復興まちづくり計画（案）策定のための個別模擬訓練</li> </ul> </li> </ul>
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災計画や業務継続計画（BCP）における復旧・復興事務の位置づけ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時体制、要員の確保</li> </ul> </li> <li>○学識経験者等との協力体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や調査会社・コンサルタント会社とのパートナーシップ協定等に基づく継続的な取組体制の構築</li> </ul> </li> </ul>
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報の収集方法の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集時期に応じた、報告様式や情報収集活動における重点事項等の整理</li> </ul> </li> <li>○都市計画をはじめとした基礎資料の保管、バックアップ整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区単位での年齢別人口や構成別世帯数の経年変化の管理</li> <li>・地区別の住民組織体制の継続的な管理</li> <li>・公共施設台帳の継続的な管理</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区カルテ（密集市街地カルテ）や基盤整備状況の整理</li> <li>・地籍調査による境界確定</li> <li>・土地や建物の権利関係の整理</li> <li>・罹災証明書の交付業務（住家の被害認定）の実施体制づくり</li> <li>・説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法の想定</li> <li>・災害危険区域の条例制定</li> <li>・地区まちづくり協議会の組織化、事前復興計画づくり</li> <li>・移転先の検討（埋蔵文化財発掘調査等）</li> </ul>

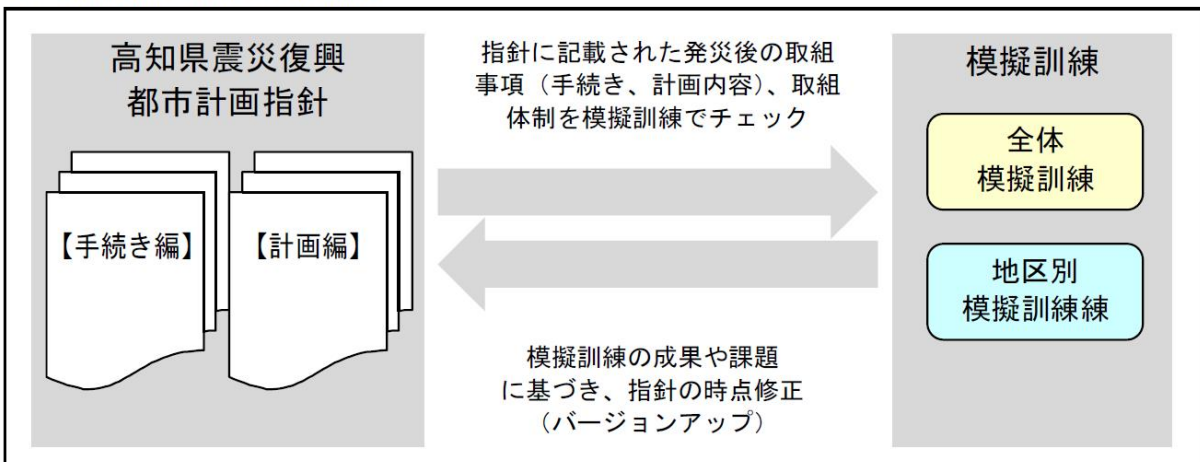
➤ 検討項目-8 模擬訓練の方法（実施内容、実施方法等）の検討

➤ 検討項目-9 復旧・復興事務の業務継続計画（BCP）との位置づけ、関連付けの検討

## 【模擬訓練の全体像】



## 【模擬訓練と指針の関係】



### 2) 市民への働きかけ

事前復興計画の策定にあたっては、市民の意向を把握することに重点を置く必要があるため、市民と市が協働して実施するワークショップ等をきっかけに始めることが有効である。

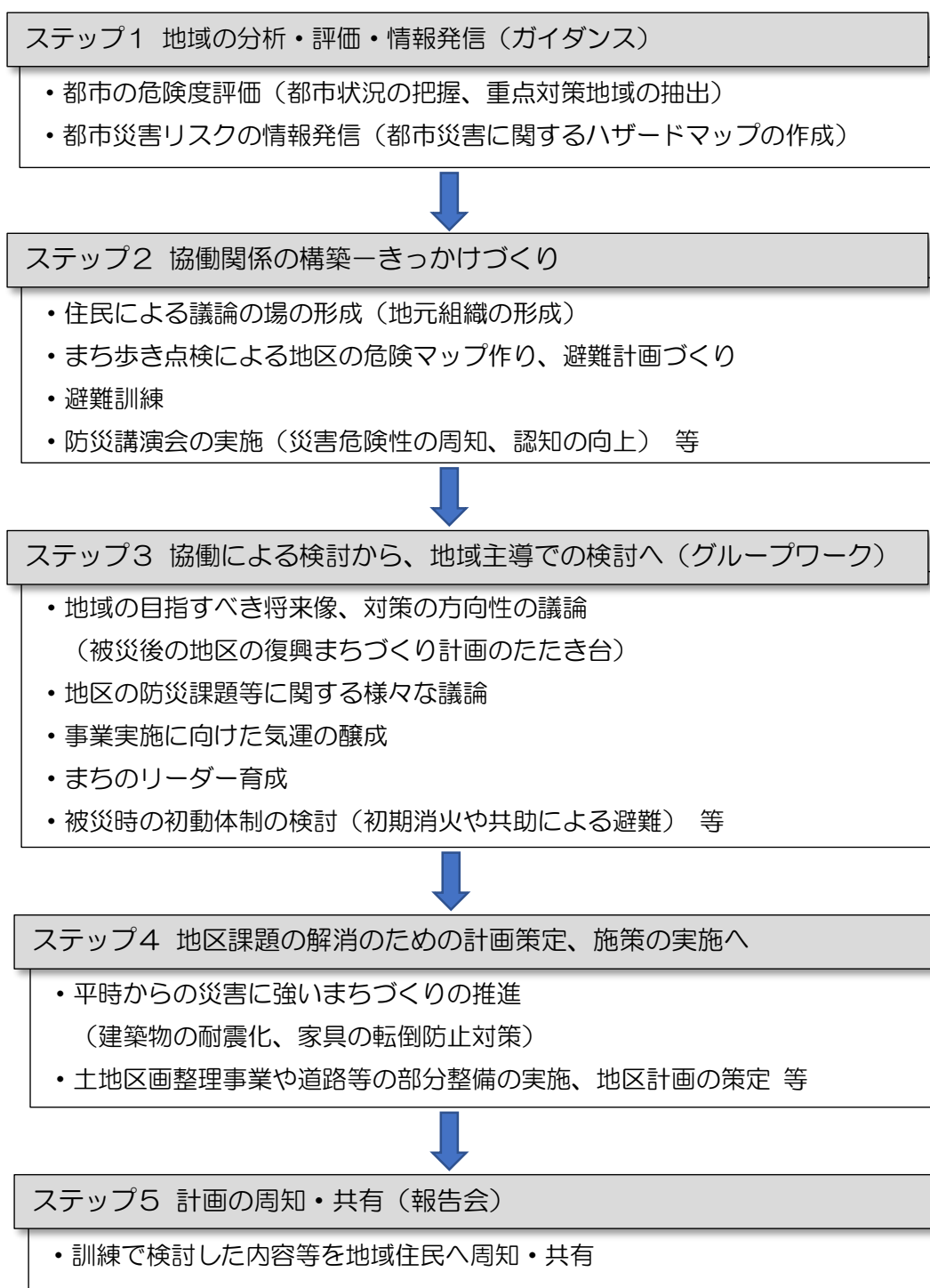
また、復興の主体である市民が集う場を用意し、身近な課題の検討等、出来ることから部分的にでも議論を行い、これらを積み重ねながら、地域の将来ビジョンを作り上げていくことを目標とした取組を進める。



事前復興計画の策定の市民への働きかけは、復興まちづくり訓練を中心として行う。復興まちづくり訓練は、通常の防災訓練とは異なり、まち歩きやグループワーク等を通じて、復興まちづくりの進め方等を検討するものである。

➤ 検討項目-10 復興まちづくり訓練の方法(実施内容、実施場所、参加方法等)の検討

■復興まちづくり訓練（市民への働きかけ）の流れ



## 第4章 分野別の復興プロセス

復興プロセスにおいて、市民・事業者等が把握しておく必要があるそれぞれのうごきや行政の支援等を分野別に示す。

### 第1節 分野別の復興プロセスの考え方

#### (1) 各分野の主な内容について

分野別の復興プロセスは、復興ビジョンにおいて体系立てた4つの分野における段階的な復興まちづくりの取組を示す。

分野		取組の主な内容
都市の復興		被害の確認から都市基盤の面的整備までの市民のうごきや行政の支援等を示す。
くらし(医療・保健・福祉)の復興		避難所等への避難から自宅の再建等までの市民のうごきや行政の支援等を示す。
住宅の復興		被害の確認から、居住の確保までの市民のうごきや行政の支援等を示す。
産業の復興	商業・工業の復興	被害の確認から、本格営業(操業)再開までの事業者のうごきや行政の支援等を示す。
	農林漁業の復興	被害の確認から、本格的な操業再開までの従事者のうごきや行政の支援等を示す。

※分野別の復興プロセスは、被害が甚大な地域を想定した一般的な流れを示したものであり、被害の状況や地域特性によって、復興のプロセスは異なることに留意する必要がある。

#### (2) 各主体別のうごきの考え方について

分野別の復興プロセスでは、各項目において、「市民・事業者のうごき」、「地域等のうごき」、「行政のうごき・支援策」を以下に示す。

項目	各主体のうごきの考え方
市民・事業者のうごき	市民・事業者が自宅の再建や復興まちづくり等において、自主的に実施すべき内容を示す。
地域等のうごき	市民・事業者や中間支援組織等が、地域の復興まちづくりにおいて実施すべき内容を示す。地域の担い手としては、自主防災組織、地区まちづくり協議会等が想定される。
行政のうごき・支援策	各項目において、市民・事業者が知っておくべき行政のうごきや、市民・事業者等の再建にかかる支援策等を示す。

### 第2節 分野別の復興プロセス

分野別の復興プロセスについて、段階的な取組を次頁以降に示す。

(1)都市の復興プロセス

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
<p>発災前</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、自主防災組織の本部設置場所を確認する。</li> <li>●市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。</li> <li>●市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、市民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的実施する。</li> <li>●事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災組織と協働での防災訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大きな被害が想定される地域や建物が密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。</li> <li>●大きな被害が想定される地域やまちづくりに課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練を実施する。</li> </ul>
<p>被害確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災組織に報告する。</li> <li>●事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。</li> <li>●自主防災組織は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。</li> <li>●自主防災組織からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。</li> </ul>
<p>復興方針の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、復興方針について、市民への周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。</li> </ul>
<p>復興地区区分の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。</li> </ul>
<p>第一次建築制限 〈復興重点地区〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。</li> </ul>
<p>意向調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会は、市民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。</li> </ul>

発災前

応急期

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
復興計画の策定	●市民・事業者は、復興計画策定に係る説明会等に積極的に参加する。	●町内会やまちづくり協議会は、市民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。	●市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者等と共有するための説明会を開催する。
第二次建築制限 ＜復興重点地区の一部＞	●市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。	●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。	●復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区内の面的整備等を実施する地区において、発災後から最長2年の建築制限を実施する。
復興まちづくり準備会の設置	●市民・事業者は、復興まちづくり準備会に積極的に参画し、活動への理解と協力をを行う。	●市民や地域事業者、町内会等が中心となって復興まちづくり準備会を設立し、地域復興協議会の委員募集や規約案を検討する。 ●中間支援組織は、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。	●行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
地域復興協議会の設置	●市民・事業者は、地域復興協議会に積極的に参画し、協議会の活動への理解と協力をを行う。	●復興まちづくり準備会が中心となって、地域復興協議会を設立し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。 ●中間支援組織は、地域復興協議会の設立や運営を支援する。	●行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、地域復興協議会の設立や運営を支援する。
意向調査	●市民・事業者は、地域復興協議会が実施する意向調査に協力する。	●地域復興協議会は、市民や地域事業者に対し、復興まちづくりに係る意向調査を実施する。 ●中間支援組織は、意向調査の内容や手法について、地域復興協議会を支援する。	●意向調査の実施について、行政が把握している他の地域へ避難している市民等への周知に協力する。

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
復興まちづくり計画の策定 〈街並み等を整備する場合〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、地域復興協議会が開催する復興まちづくり計画に係る説明会に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会は、意向調査の結果等から、地域の事業者の再建も含めた復興まちづくりの方針等を示す復興まちづくり計画を策定する。</li> <li>●地域復興協議会は、市民や地域事業者を対象とした説明会を開催する。</li> <li>●中間支援組織は、復興まちづくり計画の策定や説明会の開催について支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政職員を派遣し、復興まちづくり計画に対して、復興計画と整合を図るための必要な助言を行うとともに説明会の会場等を提供する。</li> <li>●説明会の開催等について、行政が把握している他の地域へ避難している市民等に周知する。</li> </ul>
まちづくりルールの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、まちづくりルールの策定に係る説明会に参加し、内容を把握するとともに、新たに建築等をする場合は策定されたまちづくりルールを遵守する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会は、良好な街並み景観等の形成を図るため、建物の高さや色彩など、地域の特性にあったまちづくりのルールを策定し、市民や事業者に周知する。</li> <li>●中間支援組織は、まちづくりルール策定のための資料の作成やファシリテート等の支援を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政職員を派遣し、まちづくりルールについて助言するとともに、コンサルタント等を派遣し、会議の運営を支援する。</li> </ul>
復興事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会は、復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について、行政と協議する。</li> <li>●町内会は、市民に対し、復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定する。</li> <li>●復興事業計画の内容について、市民・事業者と共有するための説明会を開催する。</li> </ul>
調査・測量・設計 〈基盤整備・面的整備等をする場合〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者は、復興事業のための現地調査に立会うなど、行政に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会や町内会は、地権者の把握や周知等について、行政に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した道路等の基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施する。</li> </ul>

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
<b>基盤整備の開始</b> <基盤整備をする場合>	●市民・事業者は、被災した道路等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力する。	●地域復興協議会や町内会は、市民に対し、被災した道路等の基盤整備に係る説明会への参加を呼びかける。	●復興事業計画に基づき、被災した道路等の基盤整備を実施するとともに、市民・事業者について整備内容等を周知するための説明会を開催する。
<b>面的整備の開始</b> <面的整備をする場合>	●面的整備の対象地域の市民・事業者は、整備の内容や時期等について協議するための組合等に参画する。	●対象地域の市民・事業者は、面的整備の内容や整備時期等について協議するための組合を設置し、事業計画を策定する。	●対象地域の市民・事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するための組合の設置や運営を支援する。 ●策定した事業計画に基づき、市街地再開発事業等の面的整備を実施する。
<b>意向調査の実施</b>	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しのための意向調査に協力する。	●地域復興協議会や町内会は、市民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼びかける。 ●地域復興協議会は、意向調査の内容等について行政と協議する。	●市民・事業者の復興まちづくりへの意向の変化を確認し、復興事業計画の見直しを図るための意向調査を実施する。
<b>復興事業計画の見直し</b>	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る説明会等に参加し、見直しの内容等を把握する。 ●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る調査等へ協力する。	●地域復興協議会や町内会は、市民に対し、復興事業計画の見直しに係る説明会への参加を呼びかける。	●意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施する。 ●復興事業計画の見直しの内容等について、周知するための説明会を開催する。

(2)くらし(医療・保険・福祉)の復興プロセス

復興の流れ	事業者のうごき	行政のうごき・支援策
<div data-bbox="190 284 241 483" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">発災前</div> 発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。</li> <li>●事業者は、施設利用者の家族への連絡手段や引渡し方法等について定め、周知を図る。</li> <li>●事業者は、施設の再建計画を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉避難所(指定施設・協定施設)の開設・運営訓練を実施する。</li> <li>●県と連携し、派遣保健師等の協働支援を想定した体制整備を行う。</li> </ul>
<div data-bbox="190 491 241 1356" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">応急期</div> 被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、施設の被害状況を確認し、地区まちづくりセンターへ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定する。</li> <li>●事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。</li> </ul>
福祉避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉避難所として協定を結んでいる事業者は、市から開設の依頼があった場合は、行政と連携して、福祉避難所を開設・運営する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉避難所を開設する必要がある場合は、施設の被害状況を確認し福祉避難所(指定施設)を開設する。さらに必要がある時は、事業者に福祉避難所(協定施設)の開設を依頼する。</li> </ul>
巡回訪問等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、被災によりサービスを受けられない利用者の健康維持のため、必要に応じて巡回訪問等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所等において、避難者の健康維持のために、巡回健康相談を実施する。</li> <li>●必要に応じて、避難所等に健康相談窓口を設置する。</li> </ul>
応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、被災によりサービスを受けられない利用者の健康維持のため、必要に応じて巡回訪問等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災した事業者に対して、応急的な施設の修理についての支援を検討する。</li> <li>●応急修理に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
仮設施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、被災によりサービスを受けられない利用者の健康維持のため、必要に応じて巡回訪問等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災した事業者に対し、仮設施設の整備についての支援を検討する。</li> <li>●仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
サービスの一部再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、サービスの再開時期について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスの提供状況について、市民へ周知する。</li> </ul>

復旧・復興準備期

基盤復興期

本格復興期

復興の流れ	事業者のうごき	行政のうごき・支援策
福祉避難所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉避難所を運営する事業者は、行政と連携して、福祉避難所の閉鎖に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅の整備状況やサービスの再開状況を踏まえ、事業者と連携するなどして、福祉避難所を閉鎖する。</li> </ul>
施設の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、施設の再建計画(資金・時期等)を検討し、不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。</li> <li>●施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、施設を再建する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災した事業者に対し、施設再建のための支援を検討する。</li> <li>●施設の再建に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
通常業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、通常業務の再開について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常どおりのサービス提供が可能となった施設を市民に周知する。</li> </ul>
仮設施設の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設施設を設置した事業者は、施設の再建が完了後、速やかに仮設施設を撤去する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災した事業者に対し、仮設施設撤去のための支援を検討する。</li> </ul>



(3)住宅の復興プロセス

	復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
発災前	発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、自宅が倒壊しないよう、建物の耐震化を図る。</li> <li>●市民は、被災した場合の自宅の再建計画を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、施設管理者等と協力して避難所運営等の訓練を実施し、避難所の運営体制等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震診断や耐震補強のための費用を助成する。</li> <li>●仮設住宅の建設候補地や建設可能戸数を検討し、市民に対して周知を図る。</li> </ul>
	避難所等への避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅が被災した市民は、市指定の避難所や親戚宅等に避難し、自宅での生活が可能な市民は、自宅での生活を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、施設管理者等と協力して、避難者の受付など、避難所を運営する。</li> <li>●避難所へ避難した市民は、避難所の運営に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政職員を派遣し、施設管理者と協力して避難所を開設する。</li> <li>●行政職員を派遣し、避難所の運営を支援する。</li> </ul>
応急期	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の復興プロセスの同項目参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の復興プロセスの同項目参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の復興プロセスの同項目参照(P45)。</li> </ul>
	り災証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅が被災した市民は、り災証明を申請し、自宅の被害認定の状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、り災証明の申請場所や申請方法等について、市民の周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害調査の結果から、自宅が被災した市民に対し、り災証明を発行する。</li> </ul>
	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、仮設住宅の種類や入居条件、応急修理の申請方法等について冊子等で確認し、正しく理解する。</li> <li>●市民は、仮設住宅やその種類(建設型・借上げ型)別の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会や自主防災組織は、市民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅の種類や入居条件等、応急修理等の申請方法等について冊子等で周知する。</li> <li>●仮設住宅やその種類(建設型・借上げ型)別の必要戸数等を把握するための意向調査を実施する。</li> </ul>
	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅の被害が半壊のうち、仮設住宅に入居せず修理により自宅での生活が可能な市民は、市に応急修理を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会や自主防災組織は、応急修理の相談窓口の設置について、市民の周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急修理のための相談窓口を設置する。</li> <li>●応急修理が必要な世帯に、修理業者を派遣する。</li> </ul>
	〈半壊以上で修理する場合〉			

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
仮設住宅の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、仮設住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会や自主防災組織は、仮設住宅の入居要件や相談窓口の設置について、市民への周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅に関する相談窓口を設置する。</li> <li>●意向調査の結果を踏まえ、仮設住宅の建設型及び借上げ型の必要戸数を確保する。</li> </ul>
授業の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・生徒の保護者は、通学路及び通学方法を把握し、安全性を確認する。</li> <li>●児童・生徒の保護者は、授業再開に向けて不足している学用品等を把握し、不足を学校に申し出る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やまちづくり協議会、PTA等は、通学路の安全性を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所としての校舎の使用状況や被害状況等を考慮し、仮設校舎の建設や代替施設を確保するなどして、可能な限りの授業を再開する。</li> <li>●児童生徒に対し、不足している学用品を提供する。</li> </ul>
仮設住宅への入居・説明 ＜仮設住宅へ入居する場合＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅が被災し、仮設住宅への入居を希望する市民は、希望先の仮設住宅の入居を申請する。 ※希望先の仮設住宅へ必ず入居できるわけではない。</li> <li>●仮設住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。</li> <li>●仮設住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会や自主防災組織は、できる限り市民の入居先の把握に努める。</li> <li>●町内会やまちづくり協議会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。</li> <li>●中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。</li> <li>●入居者のための説明会等を開催する。</li> <li>●仮設住宅の供給が間に合わず、民間の賃貸住宅等に入居した市民に対しての支援を検討する。</li> </ul>
避難所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>●閉鎖する避難所の避難者は、仮設住宅の入居や避難所を移動するなど、避難所の閉鎖に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、避難所閉鎖時期等について、避難者への周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅の整備状況や避難者数等を考慮し、施設管理者と相談して、避難所を閉鎖する。</li> <li>●避難所の閉鎖時期等について、避難者へ周知する。</li> </ul>
教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急住宅の場所により、従来の学校への登校が難しい場合は、教育委員会へ相談する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会は、教育施設の整備に係る市民等への周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の被害状況や児童・生徒数を踏まえ、本格的な授業の再開のため、教育施設を整備する。</li> </ul>

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
説明会・意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は自宅の再建等の支援制度等に関する説明会に参加し、制度等を正しく理解する。</li> <li>●市民は、自宅の再建や復興公営住宅の入居希望等を把握するための意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会や町内会は、市民に対し、説明会への参加や復興公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興公営住宅入居や自宅の再建支援制度等に係る説明会等を開催する。</li> <li>●復興公営住宅の必要戸数や自宅の再建支援策を検討するための意向調査を実施する。</li> </ul>
復興公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、復興公営住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会は、意向調査では把握しきれない復興公営住宅のニーズ等について、市民の意向を把握し、行政に報告する。</li> <li>●中間支援組織は、復興公営住宅のニーズの把握について、地域復興協議会を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意向調査の結果や地域復興協議会の報告等を踏まえ、復興公営住宅の必要戸数を確保する。</li> <li>●復興公営住宅に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
自宅の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、自宅の再建計画(資金・時期)を検討する。●市民は、自宅の再建に係る行政からの支援策(被災者再建支援制度)を活用する。</li> <li>●市民は、自宅の再建等に関し、不明な点がある場合は相談窓口を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会は、自宅の再建について、敷地面積や資金等の問題により個別再建が難しい地域がある場合は、地権者と協力して、建物の共同化等を検討する。</li> <li>●地域復興協議会や町内会は、自宅の再建に係る支援策や相談窓口の設置について、市民への周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●半壊以上の自宅を再建(新築・修繕等)する場合は一部費用を助成する。</li> <li>●建物の共同化に対して、支援を検討する。</li> <li>●自宅の再建に係る相談窓口を設置する。</li> </ul>
復興公営住宅への入居・説明会 〈復興公営住宅へ入居する場合〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅が被災し、復興公営住宅への入居を希望する市民は、希望先の復興公営住宅への入居を申請する。※希望先の復興公営住宅へ必ず入居できるわけではない。</li> <li>●復興公営住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。</li> <li>●復興公営住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会や町内会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。</li> <li>●中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。</li> <li>●入居者のための説明会等を開催する。</li> </ul>

復興の流れ	市民・事業者のうごき	地域等のうごき	行政のうごき・支援策
仮設住宅の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅の入居者は、仮設住宅撤去の時期を把握し、復興公営住宅や民間賃貸住宅に入居するなど、仮設住宅の撤去に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会や町内会は、仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興公営住宅の整備状況等を踏まえ、仮設住宅を撤去する。</li> <li>●仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知する。</li> </ul>

(4) 産業(商業・工業)の復興プロセス

発災前	復興の流れ	事業者のうごき	行政のうごき・支援策
応急期	発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、BCP(事業継続計画)を策定する。</li> <li>●事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門家の派遣や研修会の開催など、事業者のBCP策定を支援する。</li> <li>●仮設店舗・事業所等の立地可能な場所を想定しておく。</li> </ul>
	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、施設の被害状況を確認し、行政等に報告する。</li> <li>●事業者は、従業員の安否を確認し、事業所等へ参集できる従業員を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。</li> </ul>
	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するため、意向調査を実施する。</li> </ul>
	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災し、応急的な修理により事業の継続が可能な事業者は、行政の支援等を活用し、応急修理を実施する。</li> <li>●応急修理について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災した事業者に対して、応急的な店舗・事業所等の修理についての支援を検討する。</li> <li>●応急修理に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
復旧・復興準備期	仮設店舗・事業所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災した事業者は、仮設店舗・事業所等の設置場所や利用可能な代替施設を検討する。</li> <li>●施設が被災した事業者は、行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保する。</li> <li>●仮設店舗・事業所等の確保について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設店舗・事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供等を行う。</li> <li>●施設が被災した事業者に対し、仮設店舗・事業所等の整備のための支援を検討する。</li> <li>●業務再開のための設備等の確保について、支援を検討する。</li> <li>●仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
	仮設業(操業)の開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、仮営業(操業)の再開等に必要な人員を確保するため、必要に応じて、別拠点の事業所等からの従業員の派遣を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮営業(操業)再開のための支援を検討する。</li> </ul>
雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、本格営業等のために必要な従業員数を把握し、行政や他事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。</li> <li>●事業者は、従業員の通勤手段等の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。</li> <li>●合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。</li> <li>●雇用に関する市民・事業者のための相談窓口を設置する。</li> </ul>	

基盤復興期

本格復興期

復興の流れ	事業者のうごき	行政のうごき・支援策
店舗・事業所等の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、地域復興協議会や行政が実施する説明会に参加し、地域の復興まちづくり計画を把握するとともに、店舗・事業所等の再建計画の参考とする。</li> <li>●事業者は、本格営業の再開に向けて、再建計画(資金・時期等)を検討する。</li> <li>●施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、店舗・事業所等を再建する。</li> <li>●店舗・事業所等の再建について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域復興協議会と連携し、復興まちづくり計画について、事業者への説明会を開催する。</li> <li>●施設が被災した事業者に対し、店舗・事業所等の再建のための支援を検討する。</li> <li>●業務再開のための設備等の確保についての支援を検討する。</li> <li>●店舗・事業所等の再建に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
本格営業(操業)の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、行政の支援等を活用し、操業を再開する。</li> <li>●事業者は、本格営業(操業)等の再開について、行政や商工会議所等に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本格営業(操業)再開のための支援を検討する。</li> </ul>
仮設店舗・事業所等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災し、仮設店舗等を設置した事業者は、行政の支援等を活用し、仮設店舗等の撤去を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設が被災し、仮設店舗・事業所等を設置した事業者に対し、撤去のための支援を検討する。</li> </ul>

(5) 産業(農林漁業)の復興プロセス

発災前	復興の流れ	事業者のうごき	行政のうごき・支援策
応急期	発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、同業者間において、災害時の相互応援協定等を締結する。</li> <li>●事業者は、被災後の操業再開のための再建計画を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林漁業施設の耐震化を図る。</li> </ul>
	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、農林漁業施設や設備の被害状況を確認し、行政へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者からの報告等を基に、被害が大きかった施設や重要性の高い施設等から順に被害調査を実施する。</li> </ul>
	農林漁業施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、公共の農林漁業施設の応急復旧業務に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害の状況や重要性の高い施設等から、応急復旧業務を実施する。</li> </ul>
	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、必要な支援策や今後の継続意向等を把握するための意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要な支援策や今後の継続意向等を把握するため、従事者に対し、意向調査を実施する。</li> </ul>
	機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、操業再開に向けて不足している機材等を把握し、行政の支援等を活用し、機材を確保する。</li> <li>●機材の確保について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害状況等に応じて、機材の確保のための支援を検討する。</li> <li>●機材確保に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
	復旧・復興準備期	<p>事業の共同化の検討 〈自力再建が困難な事業者〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自力再建が困難な事業者が集まり、事業の共同化に向けた検討組織を設置する。</li> <li>●中間支援組織は、事業の共同化に向けた検討組織の設置や運営を支援する。</li> <li>●検討組織は、事業の共同化に関する説明会を開催し、参加者を募集する。</li> <li>●事業の共同化について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。</li> </ul>

復興の流れ	事業者のうごき	行政のうごき・支援策
一部授業再開	●事業者は、市が実施する風評被害対策のための情報提供に協力する。	●風評被害対策の支援を検討するとともに、消費地等への情報提供を実施する。
事業の共同化 〈自力再建が困難な事業者〉	●事業の共同化に向けた検討組織は、行政からの支援等を活用し、事業計画を作成し、法人化する。	●事業の共同化に係る施設の整備等への支援を検討する。
従事者の確保	●事業者は、行政や他事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。	●事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。 ●合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。 ●雇用に関する市民・従事者のための相談窓口を設置する。
農林漁業施設の整備	●施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、自らが所有する農林漁業施設の整備を実施する。	●被災した農林漁業施設の整備及び再編を検討する。 ●行政が管理する施設のうち重要性の高い施設について、優先的に整備を実施する。 ●事業者が所有する農林漁業施設整備のための支援を検討する。
本格的な操業の再開	●事業者は、操業再開計画(資金・時期・出荷量等)を検討する。 ●事業者は、行政の支援等を活用し、操業を再開する。 ●操業再開に向けて不明な点等ある場合は、相談窓口を利用する。	●操業再開に向けた支援を検討する。 ●操業再開に関する相談窓口を設置する。



